JWPA

浄水器協会 規則・規格

JWPAS A (2010)

A.Ⅰ 総則 定款 運営規則

A.Ⅱ 倫理規定

A.Ⅲ 浄水器協会「適合マーク制度」概要

一般社団法人 浄水器協会
JAPAN WATER PURIFIRE ASSOCIATION

はじめに

浄水器協会は、1972年（昭和47年）4月「全国家庭用浄水器協議会」として発足しました。

浄水器は、1970年代（昭和40年代半ば）水道水のカルキ臭をとる用品として上市され消費者の反響も大きかったが、一方では、マルチ商法など販売方法の問題や浄水器からの細菌漏洩問題など技術的な課題が発生して、商品の信頼感が失墜しつつありました。この時　浄水器を製造、販売する会社有志が発起人となり「浄水器の信頼を確立する」ことを目指し、〈・優良品の製造、・良識ある販売、・正しい使用方法の徹底〉を趣旨として、「全国家庭用浄水器協議会」（1972年）が設立されました。

その後　業界の努力もありましたが、産業の高度化と共に水環境が悪化し、水道水の危機が叫ばれ、浄水器が見直され家庭用品として存在が認められ、規格基準の確立が要望されるようになりました。

1990年（平成2年）浄水器は厚生省（現　厚生労働省）の要請により、日本水道協会「給水装置型式審査基準」の対象として規格基準化がすすめられました。また浄水器が広く普及してきていることに対して、通商産業省（現　経済産業省）は「消費経済審議会」の諮問により、消費者保護の観点から浄水器を「家庭用品品質表示法」の適用対象とするため、浄水器の性能に係る試験方法を確立させ、浄水器の品質表示の適性化によって規制しました。

1992年　全国家庭用浄水器協議会は、創立20周年を迎えて、こうした動向に鑑み、「浄水器協議会」と改称しましたが、更に2001年（平成13年）6月中間法人法の施行に伴い、創立30周年を機として、任意団体から社会的存在として法人への脱皮を決議し、2003年5月「有限責任中間法人浄水器協会」となって、浄水器の信頼に係る諸事業を責任ある立場で展開することとしました。

2009年　法人法の改正により、一般社団法人法が施行され、中間法人浄水器協会は、「**一般社団法人浄水器協会**」と改称し、名実共に社会的存在として、責任を果たすことになりました。

今日　浄水器協会は、我が国に於ける浄水器に関する唯一の業界団体ですが、いわゆる工業界としての業界団体ではなく、浄水器を通じて公益を図り信頼醸成のための活動を推し進める団体として活動しています。

本書は、創立35周年を機に「浄水器協会」の今後の事業展開の起点として、これまで会員各位の検討、専門家、消費者各位の協力により策定してきた「規則、規格基準」をまとめたものですが、2009年一般社団法人化を記念して再編集しました。

2010年5月

一般社団法人浄水器協会

目　次

JWPAS

総則
A．浄水器協会　定款・規則

A. 100　定款 …… A 1 - 1
A. 200　運営規則 …… A 2 - 1
　A. 210　運営規則細則 …… A 2 - 7
　A. 211　運営規則細則規程 …… A 2 -12

A. 300　倫理規定 …… A 3 - 1
　A. 310　浄水機器類の販売及び販売促進等広報活動における
　　表示･表現に関するガイドライン …… A 3 - 4
　A. 311　家庭用逆浸透膜浄水器（RO浄水器）に関する
　　表示のガイドライン …… A 3 -13
　A. 320　個人情報保護に関するガイドライン …… A 3 -20
　A. 330　浄水機器類の製品安全行動指針 …… A 3 -24

A. 400　浄水器協会マーク等使用基準 …… A 4 - 1
　A. 410　シンボルマーク使用基準 …… A 4 - 1

A. 500　浄水器協会適合マーク制度 …… A 5 - 1
　A. 510　浄水器適合マーク制度 …… A 5 - 3
　A. 520　逆浸透膜浄水器（RO浄水器）適合マーク制度 …… A 5 - 8
　A. 530　浄水シャワー適合マーク制度 …… A 5 -10

総　則

凡　例

1　規格基準番号の決め方

浄水器協会規格基準　番号

JWPAS ＜規格基準の種類A、B・番号～＞　策定又は改正年度；西暦年度で表す。

※JWPAS A　以下の規格番号は、平成18年度見直したものを基点として、以後、改訂する年度、200○として改訂年度を付すものとする。

例　JWPAS B. 100　2003

・JWPAS；浄水器協会規格基準　JWPA Standard

・規格基準の種類

Ａ；浄水器協会　定款・規則。
実務上は、定款、運営規則、倫理規定及び細則、ガイドラインとして規定しているが、総合的に「JWPAS A」としては公開していない。

Ｂ；浄水器及び浄水器の機能に関する規格基準

Ｅ；浄水機器に使用されるろ材に関する浄水器協会規格基準

Ｊ；浄水シャワーに関する規格基準

Ｋ；環境対策等に関するガイドライン

Ｒ；家庭用逆浸透膜式浄水器（RO浄水器）に関する規格基準

規格基準・ガイドライン策定の検討予定候補

Ｙ；浄軟水器　家庭用浄軟水器・試験方法

Ｕ；アンダーシンク型浄水器に係る規格基準
（取り扱い方ガイドライン、他）

2　浄水器協会諸規定類（規則、文書、規格等）に関する整理番号の決め方

1）会員番号の決め方；

① 2003年浄水器協会設立年度在籍会員を原会員として、50音順に並べて、1から番号を付し、新入会員はそれに続ける。
- 2003年度会員番号；0301～0349
- 退会があった場合は、その番号は空にする。繰り上げない

② 2004年以降は、西暦年度の後　1から始める。
- 0401 ～

2）浄水器協会事務局発信文書　番号の決め方

① 浄水協総；会員への連絡、全般的な通信文書の場合、
- 浄水協総04－04－01；西暦年度、発信月、発信文書年度連番号

② 浄水協事；事務連絡、個別的な連絡文書、外部への発信文書
- 浄水協事04－06－23；西暦年度、発信月、発信文書年度連番号

3）パソコン作成文書のフォルダ、ファイル番号の付け方

040616 <外、案、修正、改、確認、最終、決定、提案>　文書名

040616；当該文書作成又は、指定日時の年・月・日
案　　；最初の提案、案
改　　；原案改定
修　正；案改への修正意見
確　認；修正の再修正
最　終；案として最終のもの
決　定；保存用
文書名；内容を表す用件名

例　040603案　浄水器協会運営規則　　040321最終　JIS 3201 改正案

4）適合マーク制度における承認番号、登録番号の決め方

① 浄水器；J（申請年度）（申請月）（申請連番号；001 ～）
例　**承認番号　J0406001**

② RO浄水器；R（申請年度）（申請月）（申請連番号；001 ～）
例　**承認番号　R0910001**

③ 浄水シャワー；S（申請年度）（申請月）（申請連番号；001 ～）
例　**登録番号　S0406001**

補

1．浄水器協会規則、規定の運営、管理、改訂等に関する所管委員会

A．定款及び規則等に係る規定；総務広報委員会
ただし、A.400　A.500　に関しては、シンボルマーク管理委員会の討議による提案について、総務広報委員会で承認する。

B．浄水器及び浄水器の機能に関する規格基準；技術委員会

E．浄水器機に使用されるろ材に関する規格基準；技術委員会
ただし、ろ材研究会の討議による提案について技術委員会で承認する。

J．浄水シャワーに関する規格基準；浄水シャワー分科会
ただし、管理、改定等に関する決定は、当該事項に関する所管委員会に諮問して議決されることとする。

K．環境対策等に関するガイドライン；環境対策委員会

R．RO浄水器に関する規格基準；技術委員会、RO浄水器分科会

2．委員会

・総務広報委員会（シンボルマーク管理委員会）

・技術委員会（ろ材研究会）

・環境対策委員会

・浄水シャワー分科会

・RO浄水器分科会

一般社団法人浄水器協会（2010）
規則・規格基準集作成委員会

一般社団法人浄水器協会会長	山本　信一

●定款・規則（総務広報委員会）

株式会社OSGコーポレーション	辻　　一夫
東レ株式会社	唐津　義明

●技術関係規格基準（技術委員会）

三菱レイヨン・クリンスイ株式会社	小林　幸男
日本ヘルス工業株式会社	田中　俊介
株式会社メイスイ	岸田　有弘
富田製薬株式会社	村上　和也
オルガノ株式会社	青木　一男
株式会社三栄水栓	森　　孝
パナソニック電工株式会社	西川　壽一
株式会社日本食品薬化	角谷　政徳

●外部専門家委員

財団法人日本食品分析センター	川口　寿之
財団法人日本ガス機器検査協会	森廣　泰則

●事務局	植田　尚孝

JWPAS

A

浄水器協会　定款・規則

A. I

A.100　定款

2003年（平成15年）5月14日　制　　定
2004年（平成16年）6月　9日　一部改正
2009年（平成21年）5月27日　改　　正
制度移行により全面改正

A.200　運営規則

2003年（平成15年）5月24日　制　　定
2004年（平成16年）6月　9日　一部改正
2009年（平成21年）5月27日　改　　正
一般社団法人法制定による改正

A.210　運営規則細則

2004年（平成16年）6月　制　　定
2009年（平成21年）5月　改　　正

A.211　運営規則細則規程

2009年（平成21年）5月　制　　定

一般社団法人 浄水器協会

A.100　一般社団法人浄水器協会　定款

はじめに

当法人は、1972年全国家庭用浄水器協議会として設立された。その後、1992年浄水器協議会と改称、2003年中間法人法によって有限責任中間法人浄水器協会と改称してきた。その間一貫して本団体の設立の趣旨を目的として申し合わせてきた。

今般（2009年5月）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下 法人法という）の施行に伴い一般社団法人となり定款、規則等は改定されるが、設立の目的は引き継がれる。

第1章　総則

（名称）

第１条　当法人は、一般社団法人浄水器協会（英文名　Japan Water Purifier Association.〈略称JWPA〉）と称する。

（主たる事務所）

第２条　当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

（目的）

第３条　当法人は、浄水機器類の社会的信頼を高め、その普及を通じて家庭用生活水の活用を推進し、もって消費者の生活向上に貢献するため、「優良品の製造」「良識ある販売」「正しい使用方法の徹底」「製品の安全」を趣旨として、各種の課題を解決し、浄水機器業界の向上と発展を図ると共に、会員共通の利益を図ることを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

1　浄水機器業界及び消費者のための広報。
2　浄水機器類の規格、基準の策定及びその運用。
3　水及び浄水機器類の調査研究。
4　会員相互の研修、交流、親睦。
5　その他当法人の目的を達成するために必要な事業。

（基金）

第４条　当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2　拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3　基金の返還については、法；第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

（公示の方法）
第５条　当法人の公告は、官報に掲載して行う。

第2章　会員

（種別）
第６条　当法人の会員は、次の各号に掲げる2種とする。
⑴正会員は、浄水機器類及びその周辺機器、機材などの製造、輸入、販売などを営む団体又はそれらに関する調査・研究機関。
⑵特別会員は、当法人が必要であるとして理事会で推薦された個人とする。
２　正会員は、その意思を表明し、又は当法人にかかる業務を行うため予め会員を代表する者を理事会に届け出なければならない。
これを変更する場合は予め理事会に届け出て承認を得なければならない。
３　当法人の会員は、法人法に定める社員とする。

（入会）
第７条　当法人の目的に賛同し、会員になろうとする者は、別に定める様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

（経費の負担）
第８条　会員は、当法人の目的を達成するために必要とする経費として、別に定める規則により入会金及び会費を支払う義務を負うものとする。ただし、第6条第1項第2号に定める特別会員はこの限りではない。
２　納付済みの経費は、いかなる理由があっても返還しない。

（退会）
第９条　会員は、退会しようとする日の1ヶ月以上前に、当法人に対して予め申し出て、退会することができる。
２　会員は、前項に規定する場合のほか、次の各号に掲げる理由により退会する。
⑴当法人に対して会員の意思表示がなく、または連絡が取れない場合理事会の決議により退会とする。
⑵解散もしくは破産又は死亡。
⑶除名。

（除名）
第10条　会員が当法人の名誉を毀損し、もしくは当法人の目的に反するような行為をし、又は会員としての義務に違反したと理事会が決議し、会員総会に提案があっ

たとき、会員総会の決議によりその会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、会員総会において予め弁明の機会を与えなければならない。

（会員名簿）

第11条　当法人は、会員の名称又は氏名及び住所を記載した、名簿を作成するものとする。

第3章　会員総会

（会員総会）

第12条　当法人の会員総会は、定時総会、秋季総会及び臨時総会とする。

2　定時総会は毎年5月に開催し、秋季総会は毎年10乃至11月に開催する。臨時総会は、次の各号に掲げる場合に開催する。

⑴理事会が必要と認めたとき。

⑵正会員の5分の1以上から会議の目的たる審議事項を示して請求があったとき。

⑶理事の3分の1以上から会議の目的たる審議事項を示して請求があったとき。

（審議事項）

第13条　会員総会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を審議する。

⑴事業計画及び収支予算並びにその変更。

⑵事業報告並びに収支決算。

⑶長期借入金または権利の放棄、義務の負担。

⑷諸規定の制定及び改廃。

⑸その他理事会で会員総会に付する事を相当と決めた事項。

（招集）

第14条　会員総会は会長がこれを招集する。

2　会員総会を招集するには、日時、場所、目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、会日より7日前までに各会員に通知するものとする。

3　第12条第2項各号の規定による請求があったときは、会長は速やかに臨時総会を招集しなければならない。

（決議の方法）

第15条　会員総会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって、これを決する。

（議決権）

第16条　正会員は各一個の議決権を有する。特別会員は議決権を有さない。ただし、会員総会において意見を述べることはできる。

（書面表決等）

第17条　やむを得ない理由のため、会員総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2　前項の場合における第15条の規定の適用については、その会員は出席した者と見なす。

（議長）

第18条　会員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に差し支えがあるときは、予め理事会の定める順序により、他の理事がこれに当たる。

（会員総会議事録）

第19条　会員総会の議事については、会員総会議事録をつくり、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席理事がこれを記名又は捺印により確認するものとする。

第4章　理事及び監事

（員数）

第20条　当法人には、次の役員を置く。

理事　　5名以上15名以内

監事　　2名以内

（資格）

第21条　当法人の理事及び監事は、会員の中から会員総会で選任する。ただし、必要があるときは会員以外の者から選任することを妨げない。

2　理事及び監事の選任に係る立候補等の手続きは、別に定める規則によって行う。

（任期）

第22条　理事の任期は、就任後2年内の最終事業年度に関する定時会員総会の集結の時までとし、監事の任期は、就任後4年以内の最終事業年度に関する定時会員総会の集結の時までとする。ただし、いずれも再任を妨げない。

2　第6条第2項に規定する者が、理事又は監事である場合、当該理事及び監事が会員の代表たる地位を交替するときは、会員の意思により理事又は監事は辞任するものとする。後任の理事及び監事については会員総会において選任する。

3　任期満了前に辞任又は退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4　任期満了前に辞任又は退任した監事の補欠として、選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

5　理事及び監事は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（解任）

第23条　理事及び監事について、次の各号の1に該当するときは、理事会の提案に基づく会員総会の決議により解任することができる。この場合、当該理事又は監事に対し、理事会又は会員総会において予め弁明の機会を与えなければならない。

⑴心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められたとき。

⑵職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

（顧問）

第24条　当法人に、理事会の推薦により、顧問を若干名置くことができる。

（会長等）

第25条　代表理事は、理事会において選任する。

2　理事会は、その決議によって、前項で選任された代表理事より会長、副会長、専務理事を選任することができる。

3　会長は、理事会の承認のもと当法人を代表し、法人の業務を総括する。

4　副会長は、会長を補佐する。

5　専務理事は会長、副会長を補佐し、日常の業務を総括する。

（理事会）

第26条　当法人には理事をもって理事会を組織し、理事の連帯責任において業務の執行を決定する。

2　理事会の議長は、会長がこれに当たる。

（審議事項）

第27条　理事会は、この定款に別に定めるものの他、次の事項を審議する。

⑴会員総会に付議すべき事項。
⑵会員総会の決議した事項の執行に関する事項。
⑶その他会員総会の決済を要しない会議の執行に関する事項。

（招集）

第28条　理事会は、会長が招集し、理事及び監事が出席する。

2　会長に差し支えのあるときは、理事会において予め定めた順序により、他の理事が招集する。

3　会長は、理事の3分の1以上から、会議の目的たる審議事項を示して請求があったときは招集しなければならない。

4　理事会を招集するには、日時、場所、目的たる事項及びその内容を示した書面をもって会日より7日前までに各理事及び各監事に通知を発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。

5　理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

（決議の方法）

第29条　理事会の決議は、理事の過半数が出席し、出席理事の過半数を持ってこれを決する。

2　前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たすときは、理事会の決議があったものとみなす。

3　理事会における議案の提出は理事の3分の1以上の同意を得て行う。

＊参考　法人法第96条
（理事会の決議の省略）
第九十六条　理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。

（理事会議事録）

第30条　理事会の議事については、理事会議事録をつくり、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席理事がこれに記名又は捺印によって確認する。

（理事及び監事の報酬）
第31条　理事及び監事は無給とする。
2　　理事及び監事には、費用を弁償することができる。
3　　前2項に関し、必要な事項は、別に定める。

第5章　決算

（事業年度）
第32条　当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（資産の取得、管理及び運用）
第33条　当法人の資産の取得、管理、運用に関して、理事会の決議を経て会長が行う。

（事業計画及び収支予算）
第34条　当法人の事業計画及び収支予算は、理事会の決議により会長が作成し、定時会員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。
2　　定時会員総会の承認を得るまでの間の予算執行は前年事業年度の例による。

（事業報告書及び決算）
第35条　当法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事会の決議により、会長が事業報告書並びに貸借対照表、損益計算書、剰余金の処分または損失の処理に関する決議及びこれらの書類の記載を補充する重要な事実を記載した書類を作成し、監事の監査を受け、会員総会の承認を得なければならない。

第6章　補則

（事務局）
第36条　当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2　　事務局には事務局長を置き、専務理事が兼ねることができる。
3　　事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は理事会の決議を経て、会長が別に定める。

（諸規則）
第37条　この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な規則は理事会の決議を経て会長が別に定める。

（定款の変更）

第38条　この定款の変更をする会員総会は、総正会員の議決権の3分の2以上の賛同を得ておこなう。

（準拠）

第39条　この定款に規定のない事項は、すべて法人法及びその他の法令によるものとする。

A.200　一般社団法人浄水器協会　運営規則

2009年（平成21年）5月　改正

1　名称

本協会は、「一般社団法人浄水器協会」と称するほかシンボルマークを使用する。
英文名は「Japan Water Purifier Association」（JWPA）を使用する。

2　目的

本協会の目的及びそれに係る事業の推進は、定款の定めるところによる。

3　会員

(1)　正会員、特別会員、顧問

本協会の会員は正会員及び特別会員とし、その他、顧問を置くことができる。

①正会員については、団体（会社及び各種団体）をもって会員とする。
会員の意思の表明は、予め届けられた代表委員（正、副委員）によって行う。
ただし、会員の代表委員以外の個人が、会員の名に於いてなした意思表示は、第三者に対抗できない。

②特別会員については、過去に於いて浄水器協議会及び浄水器協会の役員経験者など個人を対象として、理事の3分の1以上の推薦により、理事会で議決し会長の名において委嘱し、総会に報告する。

③顧問の選任については特別会員の選任に準じて行う。

(2)　会員名簿

会員名簿は、年度初めの日を起点として、会員登録内容を確認して、年度ごとに作成する。期間中の異動については、必要に応じて広報する。

(3)　新入会

本協会の新入会に関しては、定款に定める要件に従い、理事会に於いて定めた「新入会・退会に関する規定」によって審査をし、会員として入会を承認された場合は総会に報告する。なお、理事会は、審査に当たり書面以外に会員の推薦又は意見を聞き判断の材料とすることができる。

(4)　退会

会員の退会に関する要件は、定款の定めるところによる。

①自主退会；会員自らの意思により退会届により退会する。
この場合、年度初め6ヶ月以上経過の場合は年会費を納入していること。

②除名；定款に定める除名要件に該当する疑義があると理事会が認めた場合当該会員に弁明を求め、除名相当と認めた場合は総会に提案し議決により除名とする。この場合、除名として公表する場合がある。

③自然退会；会員の意思が確認されなくて、年会費の納入が無く又は連絡が取れ

ない場合は、理事会の議決により退会と認定する。

4　会議

会議は定款で定める総会（会員総会）及び理事会のほか、委員会（本規則で定める委員会、分科会、研究会；以下　総称の場合は各種委員会という）をいい、各会議に共通する要件のほか、各会議に於ける個別の要件については当該会議ごとに定める。

ただし、いかなる場合に於いても、本協会の目的・趣旨に則りコンプライアンスの精神に基づいて運営すること。

(1)　会議の招集は会議の長が事務局を通じて行う、会議の役員（議長及び書記等）については以下の方法により選任する。

・総会及び理事会に於ける議長は会長がこれにあたり、書記は、総会については総務広報委員長、理事会については理事が互選してこれに当たる。

・各種委員会については、委員長を会議の長とし議長をかねる。書記は互選により選任する。

(2)　会議の議事録は書記により作成され、議長及び出席役員各位の確認を得て配布される。

ただし、各種委員会の議事録については、委員長の決定により、会議の検討事項報告、次回課題の確認記録として留め、事務局に保存する。

(3)　会議の議決は、定款に定めるほか、当該会議の議決権を有する委員の過半数が出席しその過半数で決する。

ただし、会議の決議に於いて、財政（支出、収入を含む）を伴う事項については、理事会に報告し承認を得ること。

(4)　会議の構成員は定款に定めるほか各種委員会の委員については登録によって行う。

・総会及び理事会の構成は定款の定めによる。

・各種委員会の構成は会員の登録によって行い、会員が予め指名した委員が出席する。その他、委員長の決定により委員として外部の専門家などに委嘱できる。

4，2

総会（会員総会）は定時総会のほか、秋季総会を開催する。

その他、定款の定める要件に従って臨時総会を開催することがある。

4，3

理事会は、理事及び監事で構成する。

・理事の議決権は代理できない。止む得ない事由等のため出席できないときは、その旨理事会に届け出て理事会社副委員に代行させ、又は他の理事に委任して意見を述べることができる。ただし、理事会の議決が法96条によってなされる場合は有効な議決とする。

・監事は発言は出来るが、議決権を有さない。

・理事会は必要に応じて各種委員会の役員の出席を求めることができる。ただし、議決権は有さない。

⑴　定例理事会は、総会に提案する議決事項及び提案事項を検討するため総会に先立って開催する。春季及び秋季総会に先立って開催する。

⑵　理事会は、各委員会からの提案議題や議決事項について議決し、事務局を通して実行を指示する。

４，４

各種委員会は、本協会の事業を推進するため、理事会の議決により、当該委員会の所管事項及び委員長を定めて設置することができる。

・委員長の任期は2年とする。再任は妨げない。
なお　委員長は公的活動の規範に配慮して、不公正な活動等の疑義が生じないように配慮すること。

・委員会の委員は、委員長の決定により会員より募る。その他委員として、委員長は当該分野に関する外部の有識者などに委員を委嘱できる。

・各種委員会は新年度の開始3ヶ月前に、新年度の事業計画及びそれに伴う財政計画を策定し、事務局に提出すること。

⑴　運営委員会；理事会の諮問機関として、本協会に関する全ての課題について検討し理事会に報告する。構成員は理事会社正及び副委員,各種委員会役員（委員長、副委員長、書記）及び参考人、関係委員及び外部専門家などで構成する。
ただし、議事録を取って理事会及び出席委員に報告する場合があるが、本委員会として議決は行わない。当会の主宰は専務理事がこれに当たる。

⑵　常設委員会；理事会諮問委員会として定例会議を行う。その所管する課題に関して検討を行い、理事会に答申する。；総務広報委員会、技術委員会、

⑶　特別委員会；特定の課題について、継続的又は臨時の検討委員会として設置する。；環境対策委員会、シンボルマーク等管理委員会、各種プロジェクト、実行委員会

⑷　研究会；個別的な研究課題又は専門分野に関し継続的に研究する。；ろ材研究会、ビルトイン浄水器研究会、浄軟水器研究会、

⑸　事業領域分科会；浄水器協会として取り組むべき新しい事業分野に関する総合的な研究会議；浄水シャワー分科会、RO浄水器分科会

５　役員

⑴　会長の対外業務は、理事会の総意として、代表して行う。
なお、当法人の代表権は、会長の他副会長、専務理事が有し、会長に支障等があるときは副会長又は専務理事が代行し、外部機関等への対応について会長に代わって行うことができる。

⑵　理事は、本協会の目的を達成するための執行機関として理事会を構成する。理

事は定款の定めにより、原則として会員より選出される。
ただし、実務については個人として行うので、会員より予め申告された正委員がおこなう。正委員が出席できない場合は予め届け出た副委員又は会員の指定する個人に委任できる。

(3) 監事の業務は法の規定による。選出方法は理事の規定に準ずる。

(4) 理事の選任

① 理事の任期

・理事の任期は2年とし、再任は妨げない。
・理事の任期年度は定時総会の翌日から、2年後の定時総会開催の日までとする。

② 理事の選出方法

・事務局は、任期年度満了の3か月前までに理事の改選について公示して、立候補者を募り、理事会に報告する。
・理事会は、立候補者に係る資格要件を審査して、理事の候補者として総会に推薦する。なお、立候補者の審査等については、総務広報委員会に諮問して行う。ただし、立候補が定款に定める定数を超える場合又は定数下限を超えない場合については、理事会の決議により定数を超える場合は総会における選挙、定数に達しない場合は再募集によって定数を選出する。
・現在の理事の任期期間中に欠員が生じた場合、残余期間に関する欠員の募集はしない。

(5) 理事の資格要件

理事の立候補に当たっては、次の要件について検討し、対応できることを確認すること。

①理事として、本協会の名のもと事業推進にあたり、業界の地位向上に積極的に努力できる事。
②別に定める「一般社団法人浄水器協会倫理規定」を尊重し、会員の範となること。
③本協会会員履歴として、在籍3年以上、本協会（各委員会などを通じて）諸活動に積極的に参画し本協会の発展に寄与した実績を有すること。
④本協会理事（理事会社としての意味も含む）は、業界に対するボランティアであり、自社の販売活動等に利用しないこと。

6 事務局

(1) 事務局の担当業務

①総会の議決事項及び理事会において承認を得た事項を執行する
②各会議の長の依頼により、会議を招集する手続きをとる。
③外部機関、団体等（経済産業省、厚生労働省、国土交通省、日本水道協会、国民生活センター等諸官公庁、その他団体など）及びマスコミ等報道関係、外国機関等との折衝及び対応を行い、理事会に報告する。
④事務局は、各委員会から提出された事業計画及び財政計画のまとめを行う。会

議で作成された議事録は必要に応じて理事会に報告する
⑤本協会の会計に関する業務並びに整理事項を行う。
⑥本協会の通知、案内など広報、連絡は事務局を通じて、次に掲げる各方法によって行う。
・連絡手段としては次の方法を使用する。
イ、文書書面による連絡、ロ、FAXによる文書連絡、ハ、Eメールによる連絡
・総会、理事会に関する会議など基本事項の連絡について、会議の構成員には、イ、の方法を正規とし、補完としてロ、又はハ、の方法によって行う。会員副委員や関係者などにつては、ハの方法による。
・各委員会に関する事項は、ハ、の方法で行う。
・ロ、の方法は、追加情報や問い合わせに対応して使用する場合がある。
・会員一般への広報活動は、早急な対応を要し必要な場合はハ、の方法を使用するが、原則として浄水器協会ホームページの会員情報欄、会員掲示板により、又は年間2回発行の「浄水器協会JWPAニュース」によって行う。

(2)　事務局の構成及び権限
①事務局は専務理事が所管する。事務局長を兼ねることができる。
②事務局の運営のため、職員を置く場合は事務局長の申請により理事会で議決する。
③事務局長は、総会、理事会又はその他各会儀において、決定された事項について本協会を代表して代表権を行使して第三者との間で契約を締結する事ができる。ただし、重要な契約を締結する場合は、事前の承認を得ることを原則とする。
④事務局の報酬及び運営に係る事務所規則は理事会の議決を得て別に定める。
⑤事務局長は、理事会の信託により予算計画に従って予算を執行する。
ただし、個別の事業に於いて、予算計画を超過して又は予め予算計上されていない支出は、専務理事及び当該事業を担当する委員会の委員長は、他の費目など収支予算全体を考慮に入れた検討を行い、費用の支出を行う。この場合事前又は事後に、理事会に報告し承認を得ること。

7　会計及び会費、入会金

(1)　本協会の会計は、定款の定めるところによる。
(2)　会費、入会金の決定及び変更に関しては、理事会により予め事由及び事業内容、実施年度を明示して、総会の承認を得ること。
(3)　会員の入会金及び会費に関する規則は別に定める。

8　会員の異動、社名変更

(1)　資格変更及び代表委員変更の届出
会員は、会員の資格変更及び代表委員の変更が生じた時は、遅滞なく事務局へ届出ること。理事会は、当該届出の内容について、次項に定める要件に従っ

て審査し、当該会員に連絡する。

(2) 資格変更の取扱い

①社名変更

社名変更に伴う会員名の変更については、会員の継続として扱う。

②会員資格の移譲

会員より当該業務等の移管により、会員名儀を変更したい旨申請があった場合、移管先が当該会員の関連会社等の場合は、原則として会員資格の継承として扱う。その他の場合については理事会において審査する。

(3) 会員の代表委員(正、副)に変更が生じた場合は、文書で事務局宛連絡すること。

9 付則

(1) 本規則は、平成15年5月制定、平成16年6月9日改正、平成21年5月27日法人法施行により改正する。

(2) 本規則に関し疑義が生じた場合は、法人法に準拠し、本協会の定款の目的に照らして、会員相互の利益のため理事会で決定する。

以上

A.210　浄水器協会運営規則　細則

2004年（平成16年）6月　制定
2009年（平成21年）5月　改正

本浄水器協会運営規則細則（以下　本細則という）は、一般社団法人浄水器協会運営規則（以下　運営規則という）の運用にあたって、運営規則より委任された事項及び運営上規定しておくべき事項について定める。変更及び追加、改廃は理事会の議決により行い、総会に報告する。

1　入会、退会に関する細則

浄水器協会会員は、正会員及び特別会員で構成され、本細則は「運営規則3　会員」「運営規則7　会計及び会費・入会金」の細則「新入会・退会に関する規定」として規定する。

⑴　入会金、年会費規定

浄水器協会は浄水器の信頼醸成を趣旨として活動しており、会員の年会費拠出によって成り立っている。その意味で社会的背景を勘案し多くの会員の参画を得るため入会金及び年会費を設定している。

1）　年会費は、年度毎の定額（年会費）及び臨時の会費によって構成する。

①2009年度は法制度改革により一般社団法人となり社会的使命も大きくなったのでこれを機により多くの賛同者を得るべく会員特別募集を行う。

2009年度　入会金及び年会費規定

・入会金；40万円　新入会申請により入会審査承認後請求書発行

・年会費；新入会会員は入会年度は年会費はなし。入会次年度より会員として、新年度4月より3ヶ月以内に納入すること。

②2010年度以降については、2009年度規定に準ずる。ただし、特に変更の要件があると理事会で議決した場合はそれに従う。

2）　臨時会費は、理事会の議決により特別の事業を行う為の費用として、総会の承認を得て、徴収年度及び全額を明示して、徴収する。

⑵　入会に関する事項

1）　正会員の資格

正会員とは、浄水機器類及びその周辺機器、機材などの製造、輸入、販売などを営む団体又はそれらに関する調査・研究機関であること。

①浄水機器類とは、浄水器、浄水シャワー、浄水蛇口、風呂用浄水器等。

②その他周辺機器・機材とは、ろ材、蛇口関連機材等。

2）　入会申請に係る説明資料参照及び申請事項の提出

①入会申請に際しては、浄水器協会に関する概要説明書（目的、設立、会員、事業、

会議及び組織、役員、事務局など）を参照し、趣旨を理解、賛同願い、定款、各種規則を遵守すること。

・浄水器協会設立趣意書（浄水器協会の設立の趣旨と目的）。
・浄水器協会定款（浄水器協会の基本的な規則）。
・浄水器協会運営規則（規則に関する施行細則を含め活動の具体的ルール）。
・浄水器協会倫理規定（販売方法や広報の表示・表現に関して、業界としての倫理的ルール）。

②浄水器協会入会申請書の内容（入会後、会員登録原簿として保管する）。

・会社名、会社の代表者名及び印。又は会員としての代表者、住所。
・会員会社を代表して意思表示をする個人（正委員及び副委員）の氏名と印及び正、副委員それぞれの担当部門に関する住所、役職、連絡先電話、FAX、E - Mailアドレス。
・申請者（会員）情報
・会社概要：社長、本社住所、資本金、主要取扱品目、売上高、従業員数。（会社案内、総合案内パンフレット添付）
・浄水機器類関連事業の概要：浄水機器類に関する取扱商品の、品目、売上高。（原材料製造販売、調査研究機関なども含む）
・製造に関する情報：自社製造、OEM生産、製品仕入れ、系列生産者より購入など。
・販売に関する情報：販売経路（小売り直販、代理店、訪問販売、通信販売、ハウジングなど）、輸入販売など。

3）　入会申請手続きと入会審査開始

①入会を希望する者（団体等）は、2）②に規定する浄水器協会入会申請書（会員登録書）を浄水器協会事務局に提出する。浄水器協会会員の推薦状があれば添付すること。

②浄水器協会事務局は、書類審査の上総務広報委員会に諮り入会審査のための理事会開催の手続きを行う。

③理事会は入会承認の条件として、運営規則1の「正会員の資格」を参照して、本会の目的に照らして、総合的に判断する。
なお、理事会の開催が遅れる場合は、総務広報委員会に於いて、事前の審査を行い、持ち回りによる議決を行うことが出来る。

④入会は、理事の過半数の賛成をもって決定する。

4）　入会承認と案内

理事会で入会が承認された場合は事務局より申請者に連絡し、所定の入会金納入等の手続終了後、事務局より入会日を指定して、正会員となる。次期会員総会で報告、紹介する。

なお、入会申請後といえども入会の承認があるまでは会員として、浄水器協会会員であるなどと表示などをしてはならない。

会員証は、入会承認後遅滞なく発効する。なお、その後の継続は、2年毎を目途として更新する。

5)　再入会

浄水器協会（浄水器協議会期間も含む）退会後、再び入会の申請があった場合も原則として新入会申請として扱う。

ただし、先に退会した際、年会費未納分の処理など退会に係る諸手続が完了していない場合は退会手続き完了によって、申請受付を行う。

(3)　退会に関する事項

1)　退会申請

退会しようとする会員は、退会する1ヶ月以上前に、退会届を浄水器協会事務局に提出して申請とする。

2)　退会の決定

事務局は退会届を受理し、当該会員に関する浄水器協会との諸関係に於いて懸案となる事項の有無を確認して、理事会に報告し、退会日を決定する。

3)　退会に関する年会費の処理について

①退会に当たり、納入された年会費は返却しない。

②年度始め6ヶ月以上経過後の退会申請は年会費を納入していること。

4)　年会費未納に関する処置

浄水器協会運営規則に定められた通りに年会費の納入がなく、事務局の督促後3ヶ月を経過して未納の場合は、理事会の承認を得て会員名を消除する。次期会員総会に於いて説明、報告をする。

2　特別会員・顧問の業務等に関する細則

「運営規則3　会員」「5　役員」「6　事務局」に定める細則として、特別会員、顧問、事務局員について、業務及び処遇などについて規定する。

なお、本細則は、今後、浄水器協会活動の展開の経過において、様々な態様が予想されるので、必要に応じて、理事会に於いて見直し、総会に報告する。

(1)　特別会員の業務及び処遇について

1)　業務

特別会員に依頼する業務については、各委員会委員長等の要請により事務局を通じて、会議に出席し又は諮問事項に答申することなどを依頼する。ただし、定款等により別途規定している特別会員については当該規定による。

2)　処遇

・当該業務に関する謝金、報酬及び交通費などの経費については、当該業務を所管する委員会委員長の申請により事務局を通じてその都度支払う。

・謝金、報酬の金額については、内容及び状況を考慮して、原則当該業務ごとに相当額を決めて払う。経費は実費精算する。

(2) 顧問の業務及び報酬

1) 依頼業務

依頼する業務は、特別会員の場合に準じる。ただし、顧問の社会的地位等を考慮して、浄水器協会の事業へのアドバイス又は会員などへの講演などを依頼する。

2) 謝金、報酬

前項：特別会員の場合に準じる。

(3) 事務局長、事務局員の退職金について

当該業務の勤務年限、功労を勘案して理事会に於いて、金額、支払い方法等を別途定める。

3 功労者等の表彰に関する細則

浄水器協会（浄水器協議会期間を含む）の事業に貢献し又は功労が認められる個人又は団体（以下 功労者という）に対し、年度又は期間などを設けて功労者として表彰する。なお、表彰の要件については別途定める。

(1) 功労者の対象者

1) 本規定は、会員（正会員及びその社員、特別会員）、顧問を対象とする。

2) 1）に定める対象者以外の個人、団体についても、会員の推薦によって事務局は受け付け、総務広報委員会にて審査して、理事会に諮る。

(2) 表彰の対象となる事項の要件、内容及び表彰時期

1) 浄水器協会及び浄水器協会に関連する事業活動において、功労あった個人又は団体について、事務局でとりまとめる。

なお、会員独自の事業であっても、浄水器協会のため社会的信頼を醸成し、貢献があったと思われる事業についても表彰の対象とすることも出来る。

2) 表彰の内容と時期

・表彰の内容は、諸般の要件を考慮して理事会で議決する。
・表彰は、定時会員総会に報告する。
・浄水器協会会長の名において、感謝状並びに金一封又は記念品を授与する。

4 事務局運営に関する細則

事務局の業務に関しては、「運営規則 6 事務局」に定められているが、それに係る運営実務に関連する事項について規定する。

なお、本細則は、事態の変化に応じて理事会の承認により随時改変されるものとする。

(1) 事務局就業規則

1) 事務局の業務遂行に係る経費（交通費、宿泊費）は実費精算とする。

2) 事務局の業務時間は9時30分から17時00分とし、休日に関する定めは、毎週土曜日、日曜日、国民の祝日とする。その他、事務所の夏期休暇、年末年始

休暇等については、その都度理事会に報告して決定する。なお、事務局の職員に関する休暇は、会員の社員休日を勘案して総務広報委員会で決定する。

(2)　出張等に関する手当

1)　出張手当：宿泊及び遠隔地日帰り（200km以上）について
事務局長　1日　5,000円　　職員　1日　3,000円

(3)　給与

1)　事務局長については、2年を期間として、理事会において決定する。

2)　事務局職員については、事務局長が起案し理事会の承認を得る。
なお、給与は、毎月25日を目処として、個人口座に振り込む。

(4)　災害補償

1)　事務局長及び事務局員（派遣等による事務職員は除く）に関する業務上、通勤途中等の負傷、障害、死亡等の災害見舞金については別に定める、

2)　災害に係る保証を確保するため事務局各位の同意を得た上で、損害保険会社の傷害保険を個人別に付保する。

(5)　退職規定

事務局長及び事務局員（派遣等による事務職員は除く）に関する退職に係る慰労金、退職金については、当該者の実績を勘案して、理事会に於いて内規により決定する。

A.211　浄水器協会運営規則　細則規程

2009年（平成21年）5月　制定

従業員に係る災害補償規程

1　規定の範囲

本規定は、従業員が業務上または通勤の途中において負傷、障害、死亡した場合の災害見舞金について定める。

2　従業員の範囲

本規定は、協会が雇用する従業員に適用する。
ただし、役員、日々雇い入れる者、その他臨時従業員には適用しない。

3　療養補償

従業員が業務上または通勤の途中において負傷した場合には、第7条による入院見舞金及び第8条による通院見舞金を支給する。

4　遺族弔慰金

1）従業員が業務上または通勤の途中において負傷したことにより死亡した場合には、遺族弔慰金を支給する。
2）遺族弔慰金の支給額は2000万円とする。

5　遺族弔慰金を受ける者

1）4、による遺族弔慰金を受ける者の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条の定めを準用する。
2）従業員が遺言または予め協会に対して書面により前項に規定する遺族弔慰金を受ける者の範囲のうち特定の者を指定した場合は、前項の規定にかかわらず、遺族弔慰金を受ける者は、その指定した者とする。
3）遺族弔慰金を受ける同順位の者が2人以上ある場合には、遺族弔慰金はその人数によって等分するものとする。

6　後遺障害見舞金

1）従業員が業務上または通勤による負傷を直接の原因として後遺障害が生じたときは、後遺障害見舞金として第4条に定める遺族弔慰金に一定の給付割合を乗じて得られる金額を従業員本人に支給する。
ただし、負傷してから180日以内に後遺障害が生じた場合とする。
2）前項の場合で、後遺障害が負傷または疾病のいずれによるものかの判断及び一定

の給付割合については、11に規定する傷害保険の約款を基準とする。

7　入院見舞金

1）従業員が業務上または通勤による負傷の治療を目的として入院した場合に、本条第3項の入院見舞金に入院日数（同一の負傷について通算180日を限度とする）を乗じて得られる金額を入院見舞金として従業員本人に支給する。ただし、負傷してから180日以内に入院した場合とする。

2）前項の場合で、入院が負傷または疾病のいずれによるものかの判断は、11に規定する傷害保険の約款を基準とする。

3）入院見舞金は、4000円／日とする。

8　通院見舞金

1）従業員が業務上または通勤による負傷の治療を目的として通院による治療をした場合に、本条第3項の通院見舞金に通院日数（同一の負傷について通算90日を限度とする）を乗じて得られる金額を通院見舞金として従業員本人に支給する。ただし、負傷してから180日以内に通院した場合とする。

2）前項の場合で、通院が負傷または疾病のいずれによるものかの判断は、11に規定する傷害保険の約款を基準とする。

3）入院見舞金は、2000円／日とする。

9　他の社会保険等との関係

本規則による支給は、他の社会保険等による保険金の支給の有無とは関りなく支給する。

10　弔慰金、見舞金を支払わない場合

従業員が次のいずれかを原因として死亡、障害状態、入院または通院に至った場合は、業務上または通勤による場合であっても本規則による給付を行わない。

1）従業員の故意または重大な過失を原因とするとき

2）精神障害または泥酔の状態を原因とするとき

3）無免許運転、飲酒運転等公序良俗に反する原因によるとき

4）その他前各号に準ずる事項を原因とするとき

11　傷害保険の付保について

1）本規則に基づく補償を確保するため、従業員の同意を得た上で協会は損害保険会社の傷害保険を個人別に付保する。

2）前項の傷害保険の契約者及び保険金受取人は協会とする。

3）従業員が傷害保険付保に対して同意しない場合は、傷害保険を付保しない。
ただし、その場合は、本規則による補償も受けられないものとする。

12　その他

本規定における「業務上または通勤」に該当するか否かの判断については、事由発生時に協会がこれを判断する。

付則

1　本規定は、傷害保険会社との契約締結時点より発効する。
2　本規定は、一般社団法人浄水器協会の規則として、発足以降継続して制定する。

従業員に係る退職金規程

1　総則

本規定は退職（解雇・死亡を含む）した、従業員の退職金について定める。

2　退職金額の決定

退職した従業員に支給する退職金は、本規定を勘案の上、計算すべき旨の理事会の決議に従い理事会が決定した額とする。

3　退職金の計算方法

従業員の退職金の額は次の方式により算定する。
退職金の額=基礎給（別表Ⅰ）×勤続年数

4　勤続年数

1か年を単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

5　特別功労加算金

理事会は、特に功労顕著と認められる従業員に対しては、第3条により算出した金額にその100%の範囲内で加算することが出来る。

6　特別減額

理事会は勤続中に特に重大な損害を、会社に与えた従業員について第3条により算出した金額を減額することが出来る。

7　支給期間及び方法

退職金は、退職後1か月以内に支給する。

8　退職金よりの控除

退職金を支給する場合は、法令に基づく源泉税、及び会社に対して負う債務の全額

を控除する。

9　規定の改正

この規定は、理事会の決議を経て随時改正することが出来る。

本規定は、平成21年5月27日より実施する。
なお、浄水器協議会、中間法人浄水器協会を通じた年数とする。

役位名	別表Ⅰ（基礎給）
従業員（勤続3年未満）	10,000円
従業員（勤続3年以上～5年未満）	30,000円
従業員（勤続5年以上）	50,000円

功労者に対する表彰規程

1　総則

本規程は、浄水器協会運営規則細則に定める表彰制度「功労者等の表彰に関する規則」に係る要件について定める。
ただし、功労者に対する表彰の内容、方法、時期等については当該表彰事項の環境状況等の変化、過去の事例等を勘案して詳細の決定はその都度、理事会において行う。表彰は浄水器協会会長の名において行い、会員への周知については総会及びその他の広報で行う。
なお、対象となる事象に対する表彰又は感謝の用語については、その都度決める。
（以下、表彰または表彰状という）

2　表彰の内容

表彰の内容については、次のような要件を基準として総務広報委員会で取り上げ、事前調査を行い、表彰することが妥当であると認めた場合、理事会に提案する。
なお、表彰の内容は、表彰状のほか金一封又は記念品を送呈する。

1）浄水器協会役員功労関係：浄水器協会の役職に長年にわたり従事し、業界発展のため顕著な功績を挙げた場合

対　象　者：浄水器協会役員（会長、副会長、理事、監事、委員長、顧問等）の個人
年度、期間：当該役職に3年以上又は1期以上従事して、協会活動を退く時点で行う。5年以上の長期に当たる場合は功績に反映する。
表彰内容：表彰状によってその意を表し、金一封又は記念品を贈呈する。
なお、内容の相当量は、対象とする個人に関する要件（年度、期間、

業務内容等）を勘案して、個別に理事会で決定する。

2）浄水器協会事業関係：功績の内容に着目し、協会活動として顕著な功績を挙げた場合
対　象　者：会員及び会員外の「個人」又は「団体」
対 象 活 動：浄水器協会が所管する事業活動、理事会で認めた活動
年度、期間：当該事業の推進に当たり、顕著な功績が認められた場合、当該事業の終結時点を勘案して行う。
表 彰 内 容：表彰状並びに金一封又は記念品
なお、内容の相当量は、対象とする個人又は団体に関する要件（年度、期間、業務内容等）を勘案して、個別に理事会で決定する。

3）浄水器協会関連事業関係；功績の内容に着目し、協会外の活動ながら協会の社会的な信頼の醸成に顕著な功績を挙げた場合
対　象　者：会員の「個人」又は会員外の個人又は団体
対 象 事 業：浄水器協会として関与し、又は浄水器協会に関する事業又は事象について顕著な功績が認められた時点を確認して遅滞なく行う。
表 彰 内 容：表彰状並び金一封又は記念品を贈呈する。内容の相当量は対象とする個人又は団体に関する要件（年度、期間、業務内容等）を勘案して、個別に理事会で決定する。

3　付則

1）本規程は、一般社団法人浄水器協会発足時を起点として発効する。対象とする業績は浄水器協議会、中間法人浄水器協会の期間を含めて起点時においても継続されていると判断して、表彰要件を満たす場合を対象として行う。
2）その他表彰すべき案件が発生したと総務広報委員会で決定した場合は、理事会にその旨付記をして提案するものとする。
3）なお、表彰の対象となる者が個人の場合は、個人の属する団体、会員等に於ける個人の上司又は役員等に対し、個人の功績に関する表彰を報告するため趣意書を添付して送達する事により広く功績を認知願うこととする。

以上

JWPAS

A

浄水器協会　定款・規則

A. Ⅱ

A.300　倫理規定

2003年（平成15年）5月24日　制　　定
2009年（平成21年）5月27日　改　　定
制度移行により改定

倫理規定付則

A.310　浄水機器類の販売及び販売促進等広報活動における表示・表現に関するガイドライン

A.311　家庭用RO浄水器（逆浸透膜式浄水器）に関する表示のガイドライン

A.320　個人情報保護に関するガイドライン

A.330　浄水機器類の製品安全行動指針

一般社団法人 浄水器協会

A.300　一般社団法人浄水器協会　倫理規定

趣旨

一般社団法人浄水器協会の倫理規定は、予て浄水器協議会として推進してきた消費者の信頼醸成を趣旨とした「優良品の製造」「良識ある販売」「正しい使用方法の徹底」に加えて、「製品の安全」を目標指針として推し進めてゆく。

更に、社会的な存在としての法人である一般社団法人浄水器協会においては、消費者保護を趣旨とした法令を遵守し、また公正な市場形成を目指した不正競争防止法、独占禁止法などの法令を念頭に於いて規定する必要があり、その部分についても規定した。

また本規定は浄水器協会会員（以下　会員という）の他、会員会社製品の取り扱いに係る代理店・特約店等及びその販売員等関連事業（以下　会員等という）各位についても対象として尊重されることを確認する。

倫理規定

1　会員及び会員等に関する事項について

⑴会員及び会員等は、浄水機器類の社会的信頼性の向上に努めると共に、浄水機器類の普及を通じて家庭用生活水の活用を図り、もって消費者の生活向上に貢献すること。

⑵浄水機器類の販売活動については、消費者の商品購入に役立つための使命感に徹し、正しい商品知識の普及に努め、当該商品に係る各種の法令、規則等に抵触するような表示、表現をしないこと。特に虚偽、誇大、誹謗にわたらないように自粛すること。

⑶会員については、「浄水器協会会員」の表示ができる。ただし、それをもって会社の信用、製品の性能などを浄水器協会が認定しているかのような表示、表現はさけること。

なお、「浄水器協会シンボルマーク」の使用については、別に定める「使用基準」によって行うこと。

⑷「浄水器協会理事、理事会社（役員）」については、本協会の定款、運営規則に則り、本規定を尊重し順守することを自覚し、これを推し進める立場として、意図して「浄水器協会理事である旨」等を自社製品の販売活動等に利用しないこと。

2　浄水機器類に関する事項について

⑴広報・宣伝について

①誇大不当な表現はしないこと。

②浄水機器類の使用によって、医療効果があるかのごとき表現はしないこと。

③公正な販売活動を展開することを趣旨として、他社の商品等を誹謗することによって、自社製品をPRすることは避けること。

⑵印刷物（パンフレット、カタログ、取説、個装箱等）への表示について

①浄水器の品質、性能等に関する表示については「家庭用品品質表示法」等関連法令に基づいて行い、その他の表示については各種消費者保護法令を参照すること。

②品質表示及びその他の表示事項について、法令等に定めのない事項に関しては、浄水器協会「浄水器規格基準」の他、表示の根拠となる規格基準又は科学的裏付け、客観的データなどに基づいた性能等の表示をおこない、消費者の誤解を招き、混同するような表示、表現はしないこと。

③その他の浄水機器類についても、前項①及び②に準じておこなうこと。

3　浄水器に関する規格基準の適合性表示について

⑴「家庭用品品質表示法」の表示について

日本工業規格（家庭用浄水器試験方法「JIS S 3201」）に基づく試験を行い、表示に関して、法令で定めのない場合は、浄水器協会規格基準を参照すること。特に、日本工業規格（家庭用浄水器試験方法「JIS S 3201」）に規定されていない物質の除去に関する表示は、前項2.⑵②に規定した事項に留意すること。

⑵厚生労働省「省令基準」（給水装置の構造及び材質の性能基準；平成16年厚労省令第6号及び告示第15号）の適合性表示について

①厚生労働省「省令基準」は対象となる給水装置に関して、その構造、材質の性能基準を定めているのであって、当該給水装置の一つとしての浄水器であっても、浄水器の浄水性能等に関する基準を定めているのではない。浄水性能など浄水器の性能に関する表示の根拠とはならない。

②本省令規準への適合性の認証をもって、個々の浄水器の「除去性能等」の認証を受けているかのごとき表示はしてはならない。

⑶浄水器協会「浄水器自主規格基準」の適合性表示について

①浄水器協会「浄水器自主規格基準」は本協会が浄水器に必要な要件についてまとめたものである。

内容としては、日本工業規格（JIS S 3200－7　JIS S 3201）、日本水道協会規格（JWWA S 102）などの公的規格基準を含めて、浄水器協会が独自に設定した基準によってなっている。

②本規格基準の適合性を表示する場合は、浄水器協会浄水器自主規格基準適合マーク制度に従って行うこと。

4　付則

⑴本規定は、平成16年6月9日より実施する。

⑵本規定に表す法令及び規格基準等については最新の規定を適用する。

⑶本規定の時代に対応した改正については、規制緩和の動きの一方　消費者保護の観点から、消費者基本法等の制定や公正取引委員会の景品表示法、不当競争防止法、特定商取引法などに関する運用改正などによって、製造販売事業者に対する規律を求める動きが大きくなっている。
浄水器協会としても、このような動向を参照して浄水器協会諸規則、規定、マーク使用基準等について随時改正して、団体として、また会員各位の信頼を保ってゆく必要があり、見直しを行い、会員の協力を求める。

⑷浄水器協会は、消費者関連の課題について、直接対応するものではないが、当事者として会員及びその関連事業者が対面する課題について、協力、又は助言する為、総務広報委員会内に「消費者委員会」を設けることが出来る。この場合、A.330に定める「製品安全対策委員会」の設置、運営に準じる。

以上

A. 倫理規定付則

A.310　浄水機器類の販売及び販売促進等広報活動における表示・表現に関するガイドライン

はじめに

「浄水機器類の販売及び販売促進等広報活動に於ける表示、表現に関するガイドライン」（以下　**ガイドライン**という）の趣旨は、浄水器協会の基本規定である「倫理規定」の適正な理解と運用によって為し得るが、行政当局は、最近の社会的環境の変化への対応から消費者保護に関する法令についての見直し、それに係る事業者及び事業者団体に対して適宜な対応を要請しているので、浄水器協会として、浄水器が家庭の必需品として普及してゆく一方で悪質商法の商材としても利用されやすくなっている状況に鑑み、この趣旨を「倫理規定」附則として取り上げ、会員はじめ会員関係各位に於いても認識願うためガイドラインとして策定した。

ガイドラインの構成について

・「浄水器」とは「水道水に含まれる残留塩素をはじめとして、溶存物質を除去又は低減させるための水処理器具」と定義され、日本工業規格（JIS）によって試験方法が規定されているが、この機能に加えて新たな媒体によって水質等を調整することを目的とした機器類も「○○浄水器」と称して販売されている場合が多く、法令等で規定された事項以外の事項について表示、表現している場合もあるので、それらを含めてガイドラインの対象として浄水機器類の表示・表現と規定した。
・なお、行政当局より「消費者保護法令の運用に係る指針」が具体例などを掲げて出されているので、各位の表示・表現制作の参考資料として添付した。

ガイドラインの対象・運用について

・本ガイドラインの**運用**は、消費者保護の見地から、**浄水器協会会員**のほか会員の製品に関係する製造、輸入、販売等に係る事業者（以下　**関係事業者**という）においてもなされることとする。
　会員は関係事業者についても本ガイドラインが順守されるよう協力をお願いし又は要請する立場にあるものとする。例えば、関係事業者が会員の製品の販売又は販売促進のため独自にカタログやパンフレットを制作する場合についてもガイドラインの趣旨に基づき適正な表示、表現とすることが要請される。
・ガイドラインの**対象**となる事項は、会員に係る浄水機器類に関する販売及び広報活動（広告宣伝に係る印刷物等媒体、商品パンフレット、カタログなど印刷物；以下**広報媒体**という）に於ける表示、表現について適用する。
　ただし、本ガイドラインの趣旨は、当該製品の販売に係る販売文言（セールストーク及び販売用説明など）及び、販売方法（訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引等）

についても対象とするが、特に販売方法については、特定商取引法等によって規制されているので、言及しない。

◆

広報媒体に於ける表示・表現の原則

表示・表現の原則　１；消費者保護法令運用に係る規制（運用指針など）

行政当局は、消費者保護法令の効果的運用の見地から、具体的な事例を挙げて指針を出しており、不適切、悪質と思われる表示、表現等については指摘し「合理的な根拠」となる証明を求め、明確に説明されない場合　排除命令　を出すこととしている。

例えば、

・販売に於いては、「不実のことを告げる行為」

・誇大広告等においては、「著しく事実に相違する表示」又は「実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人に誤認させるような表示」

などに関する表示・表現を禁止する。

＊「合理的な根拠」の具体例は、経済産業省HPに於ける「特定商取引法」等解説　参照；本ガイドライン「資料」の項参照

表示・表現の原則　２；浄水器協会会員の申し合わせ

浄水器協会会員及び関係者は、以下の各事項について充分な検討を行い、浄水器等に関する表示、表現する内容について留意すること。

① 商品にかかる広報媒体に表示された事項について、消費者が誤解、誤認識、優良誤認、混同するする恐れはないか?　についてチェックすること。

例

・多少はあるので、この表現はやめた方がよい又は変えた方がよい。

・絶対やめた方がよい

② 表示されている事項や資料のデータと当該製品との関係に於いて、科学的に証明されているものか?　又は公的機関など一般に承認された事項、データなのか、出典は何か?　を確認すること

③ 効果、効能、機能などに関して表示された事項の内容は証明されているのか。表示の仕方によっては消費者の誤解を招かないかを確認すること

④ 「ろ材、媒体」等の表示については、そのろ材、媒体が公認、公知されてるか、証明されたデータはあるか?　ろ材として確かなデータ、根拠があるのかを確認すること。

・ろ材、媒体等については、浸出性能基準（JIS S 3200－7）に適合している

必要がある。

⑤ 販売方法が訪問販売など家庭に訪問し或いは集会などに於いて商品説明を行う場合など消費者と個別に接して行う場合、説明に使用される資料、文言において、その資料、データは科学的根拠を持ち、消費者に渡せるか、問い合わせ電話・場所などが明確に表示してあるかを検討すること。

⑥ 当該浄水器（製品）に関係があるかのごとく、不必要に不安をあおり、心配させるような事柄を付記していないか

◆

解 説

表示・表現の原則

広報媒体に於ける表示事項に関する原則的な考え方

1 製品の個装箱に於ける表示について

・個々の製品における表示については、「家庭用品品質表示法」によって規定されており、規定項目を製品の個装箱、包装袋等に表示する。

・「家庭用品品質表示法」に規定された表示事項、7項目について適正に表示することが必要であり、これらの事項が、その他の広報媒体に表示される場合も法の趣旨に沿って適正に表示する必要がある。

・「家庭用品品質表示法」に規定された表示事項以外の事項は、品質表示とは区別して表示する必要がある。その内容についても、本ガイドラインの表示・表現の原則に従うこと。

2 製品のパンフレット、カタログ等広報媒体に於ける表示事項について

(1) 製品の構造、材質に関する説明部分

・製品の構造及び材質に関する事項は一般名称によって表示することを原則とする。

・ただし、その構造、材質の説明として、商標等固有の名称、由来、性能、効果等を表示する場合は、本ガイドラインの表示・表現の原則に従うこと。

(2) 製品の説明以外の周辺、環境等の説明部分

・この部分に関する表示は、消費者に誤解を与えると指摘される部分が多く、表示の原則に照らして取捨選択すること。

・どのような社会環境状況であるとか、どんな被害が発生しているとかを説明して、当該製品はこれらに対応しているかのごとく印象づける説明文言があるが、国民生活センター等多数の消費者相談の経験から誤解を生ずるのを防ぐためにも「不必要な表示は控えめ」にすることが望ましいと要請されている。

・ある効果や事項を強調して表示する余り消費者はその効果や事項がなければだめではないかと消費者に誤解を招く場合が多い。

(3)　製品の効果、効能を表示する部分については表示・表現の原則によること

次のような場合は、明確に法令違反とされないが、根拠などを求められ訂正や削除を求められる事となりやすい。これをセールストークに使うと詐欺商法のごとく扱われる場合がある。

・○○に効用がある。という直接的表現から、○○に対応できるとか○○と関係がある、○○といわれていますなどの間接的に効用があると表示する場合

・法令や水質基準など社会的規範に規定されていない事項を用いて、脅しともとれる事項に対応していると効能の大きさを訴える。

・効果効能に関する部分を、科学的根拠があるかのごとく、又は専門家、大学教授等の名前を用いて説明することは、照明され或いは科学的なデータがあるかなどを確認しておくこと。

▼

資 料

（消費者保護法令等の運用指針について）

近年、健康、安全などに対する消費者の関心が高まる中　健康増進効果や健康食品などと称して、得られる根拠のない「利益」や「性能」「効果」をことさら強調した勧誘や広告が多数見られるとの見地から、従来からの施策が見直され、消費者保護の見地から消費者との適正な対応を目的とした「消費者基本法」や「健康増進法」等の基本法が制定され、それに係る特別法や法令の運用指針がだされた。

＊消費者保護に関する法令とは、消費者基本法、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引法、健康増進法他それらに関する命令、規則及び運用指針等がある。

・消費者基本法では事業者、事業者団体に対して、消費者への情報提供や消費者への適合性原則を責務とする旨規定され、苦情の適切な処理や自主行動基準の策定等　消費者の信頼を確保するための自主的活動に努めるべき事が規定された。

・消費者基本法のもと、特定商取引法においては、事業者の販売方法等に於ける表示、表現について、既に実施されている「不当景品類及び不当表示防止法」の運用指針に準じて「合理的な根拠」を有するかという要件によって、適法性を判断して指導監督することとしている。

・健康増進法は、健康食品等健康に関する商品を扱う事業者に対して、健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化の監視指導する。更にこれに基づいた各種法令や運用指針が出されている。

行政当局の運用指針；「**合理的な根拠**」に関する解釈と運用について

①法令を所管する各省庁は、消費者保護法令の効果的運用の見地から、具体的な事例を挙げて、不適切、悪質な表示表現を摘発し、排除命令を出している。

・販売に於いては、商品の性能・役務の効果等について「不実のことを告げる行為」がある。

・誇大広告等においては、商品の性能・役務の効果等について「著しく事実に相違する表示」又は「実際のものよりも著しく優良であり、若しくは遊離であると人に誤認させるような表示」がある。

これらについて禁止している。

②「不実のことを告げる行為」「著しく事実に相違する表示」「実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人に誤認させるような表示」とは具体的に何かについて、

・虚偽の説明を行うこととは；事実と異なる事を告げている事に主観的認識を有している必要はなく、内容が客観的な事実と異なっていることで、相手方が錯誤したかは関係がない。

・著しく事実に相違する表示とは；社会一般に許容される誇張の程度を越えて、当該商品の性能・役務の効果が、実際のものよりも著しく優良であると人を誤認させるような表示である。具体的に社会一般的に許容される程度を越えているかについては個々のケースで判断される。

③当該商品の広報活動等に表示された内容についてはそれを裏付ける「合理的な根拠」を予め有しているべきである。当該法令に照らして違反している、疑わしい場合にその裏付けとなる「合理的な根拠」を示す資料の提出を求められる。

・「合理的な根拠」とは何か；客観的に実証された内容のものであること

・試験・調査によってえられた結果であること；

・当該事項に関連する学術界又は産業界において、一般的に認められた方法又は関連分野の専門家が多数認める方法によること。

・試験・調査を行った機関が第三者機関である場合は一般的に認められる。

・消費者談やモニターの意見などを根拠としてだす場合は、無作為抽出法で相当数のサンプル数を出し、作為を生じないよう考慮して、統計的に客観性が確保されていることが必要である。

・専門家、専門家団体若しくは専門機関の見解又は学術文献

・当該学術分野で一般的に認められているもの

・特異な分野で、特定の専門家しかいない場合の見解は、客観的に実証されたとは求められない。

・古来からの経験則や伝承などでその存在が認められたものもあるが、専門家、学術文献などによって確認されている必要がある。

・合理的な根拠として説明された事項が、当該商品の内容に適切に対応していることが必要である。

▼

参 考

具体的表示事例に於ける問題点及び基本的な見解

以下は、広告やパンフレット等に現れた表示表現事例、多くある質問などであるが、関係官公庁の法令解釈、運用指針からみて消費者等の誤解を生じないか、また消費者センター等からの問い合わせなどの観点からコメントしたものである。（・・の部分は事例、 。の部分は解説又は見解例。）

①「家庭用品品質表示法」に基づく表示との関係による仕様等の表示について

- 製品リーフレット、パンフレット等に家庭用品品質表示法等法令に基づいたとみられる性能、仕様、品質等が表示されているが、内容は品質表示法による表示とはなっていない例がある。

◦リーフレット、パンフレット等は当該商品に係る品質表示義務の対象箇所ではないが、品質表示をする場合は法の規定に適合した表示にする必要がある。あたかも法令による表示のごとく表示する事は誤解を生じることの無いように留意する必要がある。

- 「製品仕様」という形で寸法、重量などのほか性能や分析結果などを表などを用いて表示している例がある。

◦寸法や重量などの製品仕様は、品質表示を補足する項目として、品質表示欄に表示してよいが、それと併記して、その他の性能やデータを表示することは「品質表示法に基づく表示」と混乱する。その他の説明部分も法律に基づく表示といった誤解を生じやすいので、品質表示対象項目関連と効果効能等を含む説明用表示は明確に区別して表示する必要がある。

- ・除去率90%以上　95%以上という表示について
  ・「強力に除去します。効果的に除去します。」という表現、
  ・「細菌などの不純物を99.999%除去（JIS S 3201による試験結果）」という表現

◦これらの除去性能に関する表示は、品質表示法では、13の除去対象物質についてのみ家庭用浄水器試験方法（JIS S 3201）によって試験をして、80%除去できる総ろ過水量を表示することになっている。単に除去率の表示を求めているのではないので品質表示としては適切ではない。その他の箇所に説明として表示する場合はその根拠などを説明できる事に留意して表示すること。

- 「カートリッジ寿命　8万リットル　約10年使えます」という表現

◦カートリッジの取替時期の目安は衛生性の見地から1年を目安とするとの当局よりの指導があるが、10年使えるという表現をする場合でも消費者に対しては衛生性の保持、メンテナンスの必要性を説明する必要がある。

- 「塩素」を不純物とみるか、有害物質とみるか、どのように表現すべきか
  体に害があるとは不適切ではないか、「遊離残留塩素」と表示すべきではないかと言う意見

◦水道水の消毒用として塩素が使用されているので、消費者に対し不必要な不安を与える表現は避けるべきと思われる。

- ・「家庭用品品質表示法」に定められた除去対象物質はすべて除去しなければならないと誤解しないか
- ・JIS試験項目以外を揚げて基準適合と表示しているが、試験方法が不明で誤認を与える。水道水質基準との比較して浄水器の能力表示は不適切ではないか。
- ◦ JISに於いては13の物質について試験方法が指定されており、それ以外の物質については公的規格としては規定されていない。その他の物質等に関する浄水性能について表示する場合は、広く認められた方法で試験をした結果について、品質表示欄と区別して表示することが必要である。
  参考値として社内試験等結果によると表示する場合品質表示法上のデータではないので、内容によっては誤解を生じる場合があるので留意する必要がある。

②ろ材に関する表示事例について

- ・パンフレット等に多数のろ材・媒体を表示して、それぞれの効能を表示している例が多い。
  例　酸化還元特殊合金フィルター；水流エネルギーが発生する。
  共鳴磁場活性装置；活性エネルギー、体内共鳴情報
  マイナスイオンセラミック（特許出願中）
  マグネタイトセラミック；電磁場の働きで水を活性化
  抗菌圧縮活性炭、
  殺菌セラミック、スーパーセラミック
  天然ミネラル石をフィルターに使用、石の由来を説明
- ・すぐれた浄活水は、厳選された「ろ材」が作ります。
  フェライト磁石（磁活水を作る）、サイエンスπセラミック（πウオーターを作る）マイナスイオンセラミック、高遠赤セラミック、サンゴセラミック
- ・ニューπ化セラミック／ライムストーン／マグネタイト；イオン化を制御する
- ・ろ材;セラミックパウダー<銀添着トルマリン;マイナスイオン、ガイアストーン;抗酸化水、竜欄石;水質の調整、ミネラル分を生成、焼成サンゴ
- ◦これらは「家庭用品品質表示法」における「ろ材」の表示ではない。指定用語で行うこととなっている。パンフレットに於けるこのような表示事例は法令規制の対象とならないが、法令に規定された表示事項に照らして適切な表現かどうか吟味する必要がある。
  更にこれらを一般的な広報活動の表示とした場合は消費者保護法令上疑義が生じる場合があり、別欄に表示しても特殊な固有名詞等を使用し効果効能を唄う場合、消費者保護関連法の運用指針で示されたいわゆる科学的に証明された「合理的な根拠」があるか、また健康増進法における健康食品に準じる観点からその表示の証明が要請される場合がある。科学的データを示すことが求められる事になる。

③公的機関、試験機関の基準に適合しているという表現について

- ・浄活水は「厚生労働省令第101号水質基準」「衛生大264号快適水質基準適合」安全こそが快適の基本です。
- ・日本水道協会認証申請中でJWWAマークを表示できるのか
- ・国が定めた基準をすべてクリア。JIS規格に定められた13項目の物質をクリア
- ・日水協型式承認品
- ・浄水器協議会の浄水基準性能をクリアしています。

・公的機関の基準適合品なので、品質、耐久性も安心です
・公的機関の水質基準に適合しています。
・本体内ろ過剤及び材質について（財）日本食品分析センターのデータをもとに厚生省令69号水質基準に適合しています、
・水の成分テストにより、安全性が証明されています。；試験　日本食品分析センター、品質表示らしき欄では浄水能力は遊離残留塩素（JIS S 3201試験結果）のみの表示

◦これらは、品質表示ラベル上ではなくパンフレット等に表示されている場合が多いが、その内容の適法性が問題となる。ありそうな事項として表示されており、消費者には当該商品が公的に認められているかのごとき印象を与える。公的機関、試験機関などで認証、証明などをしていない又は現実に存在しない団体や基準を表示して認証を得ているかのごとく表示している例であるが、適切な表現ではない。当該表示の正しい根拠、機関、事実関係などを明確に確認すること。法改正により表示されている内容について、不適正であると疑われる場合は、内容の確認なしに警告を受ける場合がある。

④「合理的な根拠」を求められる?事例について；

公正取引委員会、東京都消費生活センターなどから排除勧告や警告が出された事例が多くある。以下の表現及びその前後の文章関係からも「合理的な根拠」があるかという観点から検討願いたい。

・・環境ホルモン、ダイオキシンに対して効果があります；社内試験結果
・環境ホルモン、ダイオキシン対応型浄水器
・自然界の浄活水システム、洗浄性に優れている。飲用に最適
・抜群の抗菌効果が確認されています
・πの働きで、はりとうるおい
・高性能ミネラル磁気浄活水器；自然水を作る小さなクラスター
・「水のクラスターが整っている」
・水の活性化とは明確な定義があるか
・高性能ミネラル磁気浄活水器；自然水を作る小さなクラスター
・磁活水；水道水を浄活水化する
・磁化層、水本来の性質（表面張力、溶解力、浸透力、熱伝導力）を取り戻しという表現は適切か
・マイナスイオンの多い空気；免疫力向上、体機能向上、呼吸機能向上疲労感敬遠、老廃物排出、精神安定等といえるか?　マイナスイオンの効果とは科学的に証明されているのか。

◦これらの表現が浄水器の性能、効果効能などと広告、説明の表示とされていることについて個々に論評はしないが、消費者や消費者団体などから問い合わせや消費者センターへの問い合わせがたくさん出されており、また本当かどうかなどのクレームが生じている場合がある。この効果ゆえに価格が高いとの根拠を示して販売する場合もある。これら表示表現の内容がいわゆる「**合理的な根拠**」を有しているかについて、表示者の説明責任が指摘され、排除勧告がだされているケースがあることは銘記すべきである。

⑤効果効能、感性や状況の表示について

・・「おいしい水」「髪や肌にやさしい」という表現
・こんな方におすすめします。赤ちゃんやお肌の敏感な方、シャワーによる肌へのぴりぴり感が

気になる、という方ヘアケア、スキンケアに気になっている方

◦こうした官能的な用語は、一般的な説明として問題があるとの指摘はないが、具体的に当該機器の性能とか効能として掲げたり、医療効果などを掲げることは薬事法などとの関連もあり避けるべきと思われる。試験結果などを求められる場合がある。

- 「水を進化させる」「浄活水」「浸透力の強い水」という表現

◦このような広告表現が、特に誤解を生じ問題とされた場合は少ないと思われるが、科学的根拠を求められる場合があり、誇大広告との認定を受ける場合がある。

- ・膜の表現で、有機膜（平膜や中空糸膜など）セラミック膜という分類をしているが、この表示はどうか
  ・ミネラル分たっぷり、ミネラル分を与える、という表現は健康増進法に触れないか?　ミネラルがでているとは証明できるか?

◦広告表現として、虚偽、誇大に当たるかどうかは当事者の判断による。
明らかに消費者への誤解を生ずるかを判断すること。これらの表示表現が直ちに問題とも思われないが事実を正しく表示すること

以上

A. 倫理規定付則

A.311　家庭用逆浸透膜浄水器（RO浄水器）に関する表示のガイドライン

はじめに

本件は、浄水器協会倫理規定の特別規定として、家庭用RO浄水器に特定した商品表示に関する、ガイドラインであるが、消費者の立場から優良誤認等、間違った理解から問題が起きることを避ける為倫理規定付則としても併載することとした。

RO膜は、本来海水淡水化等産業用として開発され、使用されてきた材料であることもあり、一般家庭用の浄水器に使用される場合、消費者への説明などに於いて適切ではない表示等が見られる場合がある。家庭用RO浄水器は「家庭用品品質表示法」（以下　本法）の対象としてその品質性能等について表示義務のある製品である。またパンフレット、カタログ等に於ける表示表現については消費者保護法令の対象となって、消費者の誤解を生ずることの無いように留意する必要がある。

浄水器協会は、家庭用RO浄水器に関して、特に浄水器の信頼醸成の立場から以下に表示ガイドラインを策定した。製造、販売事業等関係各位は十分な配慮をして対応願いたい。

1　「家庭用品品質表示法」の規制対象となるRO浄水器に関する特定規制事項と内容について。

・家庭用浄水器として、法令によって規制される浄水器（「家庭用品品質表示法」の対象となる浄水器）のうち、ろ材にRO膜を使用した浄水器について特に留意さるべき事項が掲げられている。

⑴**「家庭用品品質表示法」による規制**；「逆浸透膜を使用した浄水器（以下RO浄水器という）に関する法令上の規制について

①定義；RO浄水器は、形態によって連続式のほか貯水タンク等に浄水を貯める形式のものがあり、これについては回分式に分類される。

②RO浄水器の特殊性について；

・RO浄水器は、近年、家庭用として海外からの輸入も含めて多く販売されるようになってきたが、RO膜部分に関する規格基準は、本来、RO膜は海水淡水化のための産業用資材として使用されてきた経緯もあり、産業用としての規格基準等が設定されているが、本法の対象となる家庭用浄水器については公的な規格基準等が存在していなかった。

・しかし、2010年改正によってJIS S 3201（2010）に於いて、家庭用浄水器に使用されるRO膜の基本規格及び試験方法（附属書J）が定められ、家庭用RO浄水器についてはRO膜の基本性能を確認する必要がある。
（JIS S 3201（2010）附属書J　参照）

③各表示項目に関する解説

・使用可能な最小動水圧について
貯水タンク等に浄水を貯めて使用するRO膜を使用した家庭用浄水器については回分型に分類されるため、当該事項の表示は必要ない。
・RO膜を使用した浄水器でろ材；活性炭部分に関する浄水能力は規定の試験方法によって浄水器として試験をする。
・RO膜部分に関しては、ろ材；活性炭部分の取換える時点において、表示者の指定する除去対象物質毎に規定の除去性能試験方法によって除去性能を確認した上、その除去対象物質の名称を逆浸透膜による旨を付記して任意による表示として表示できる。

④浄水能力について
RO膜を使用した浄水器の場合、RO膜保護の必要性等から残留塩素の除去率が80%に低下する以前に活性炭ろ材を取り換える場合は、その時点までのろ過水量を活性炭ろ材の総ろ過水量として表示しても良い。

⑤ろ材の取換時期の目安について
RO膜の取換時期については、RO膜を使用した浄水器の性能の維持管理に関して、販売事業者がメンテナンスをおこなうという商習慣を根拠として、電気伝導度基準データ等に基づき品質表示者の責任に於いて取換時期の目安を表示することが指導されている。

⑥使用上の注意について
RO膜の特性に鑑み取り扱い等について十分な説明が必要であることから、規定された「使用上の注意」に加えて以下について表示すること。
・回収率：浄水と濃縮排水の割合。
・加圧ポンプなどを使用する場合の注意事項。
・貯水タンクの衛生性。

⑵**具体的表示例**；表示例；逆浸透膜式浄水器の場合

材料の種類　ABS樹脂、ステンレス
ろ材の種類　逆浸透膜、活性炭、不織布
ろ過流量　回分式の場合　1L／分（タンクに供給される流量）
連続式の場合　1L／分（浄水される流量）
（使用可能な最小動水圧※）　※回分型として扱う場合は当該表示事項の表示は必要ない。
浄水能力　遊離残留塩素（総ろ過水量2500L、除去率80％、JIS　S 3201試験結果）
総トリハロメタン（総ろ過水量2000L、除去率80％、JIS　S 3201試験結果）
溶解性鉛　（総ろ過水量2000L、除去率80％、JIS　S　3201試験結果）

ろ材の取換時期の目安

・活性炭、セジメントフィルター等については、残留塩素、トリハロメタン除去を対象として総ろ過水量2000L　1日に付き10L換算で200日
・逆浸透膜については、約3年（次期メンテナンスまで）
・回収率（逆浸透膜浄水器の場合）　％

使用上の注意

イ　水道水質基準に適合した水をご使用ください。
ロ　浄水した水はできるだけ早くご使用ください。
ハ　夜間など長時間使用しなかった後は適切な放流時間を取ってください。
ニ　熱湯は流さないでください
ホ　この浄水器では、ろ材毎の取換管理をお願いしております。
・活性炭ろ材については「ろ材の取換時期の目安」を参考にしてください。
・逆浸透膜ろ材については、取換時期を表示しております。
ヘ　逆浸透膜は特殊なろ材ですので、次ぎについて注意して下さい。
・加圧ポンプを使用して浄水を取ります。また浄水として得られた水の残りは排水されます。；回収率　参照
・加圧ポンプは電気を使用しますので、XXXXにご注意下さい。
・浄水タンクは衛生性にご注意下さい。

○△□株式会社
東京都千代田区○○町××番地　（電話）0＊＊＊－＊＊＊＊

2　RO浄水器のカタログ、パンフレット等における表示について

家庭用品品質表示法に基づく製品の品質表示については、上記1の通り、法令によって規定されているが、カタログ、パンフレット等については当法令の規制対象外となっており表示表現する内容について直接規定していない。

しかし、個々に規制はないが、消費者保護の観点から関連法で規制されている。特定商取引法、景品表示法等に於ける指導要綱は次の通り。

①消費者保護の関する法律による表示する事項に関する規制・指導要領

「合理的な根拠があること（本件については、当該法で事例を挙げて説明しているが、「科学的証明があること。」「学術的に確立していること」「消費者に誤解を生ずるような表示表現は避ける」という考え方である）

特に問題はないと思われる表示例

・本器はRO規格基準に基づいた製品であること。R100又はJIS　S　3201に基づいて試験をしていること。

・RO浄水の原理について説明することは特に問題はない。更にメリット、デメリット表現として、回収率、捨て水（濃縮排水）等に関する説明

②RO水の正しい内容について表現することはよいが、RO水の効果、効能等については事実が証明されていること。いわゆる優良誤認となるような表示表現は避けること。

・「RO水はすべての物質を除去しています」については、試験方法が確立され、それに基づいて試験をして、当該物質の除去が証明されていること。

・「RO水は良い水である」との表現は、何がよいか、体にとって良いのかなどの疑問を生じ、適切な表示ではない。

・RO水の効能表現は薬事法の見地からも指摘されるので記載すべきでない

③本浄水器の正しい性能を発揮するためには、継続的なメンテナンスが必要であり、販売に係る当事者としてメンテナンスを確実に行うことを表記しておく必要がある。

④その他、必要又は妥当と思われる表示例

・RO浄水器は、逆浸透の原理を応用して、海水などから淡水を得るために開発された浄水装置の一つです。

・逆浸透膜（RO膜）と共に活性炭ろ材を併用して、水道水に含まれる残留塩素をはじめ各種有機物などを除去します。

・RO浄水器の原理は純粋な水を取り出すために、溶存物質を含んだ残余水を排除するのでいわゆる「濃縮排水」がでます。その意味で浄水の回収率が表示されます。

3　市販のRO浄水器のインターネット上に於けるRO事業者の表示、表現例と問題点について；

＊下記の表示表現例は、それ自体を捕らえて評価するのではなく当該浄水器に付随して表示され、セールストークとして使用される場合はどうか?等総合的な判断をし

たい。

①一般的に「健康のためによい」「安全」という表現がたやすくよく使われるが、消費者に誤認を与えやすい。具体的にどんなことに良いか証明されていることが必要である。

このRO浄水器の水はこのような水であるとか、このような効果があると思わせる**以下のような表示は適切ではない**。

・おいしい水で健康になりたい方へ。
・健康をきづかう人、グルメな人の常識、あなたはほんとうにおいしい水をのんでいますか?
・ご家族の健康を守るためにこのおいしい水を飲んでみませんか?
・大切な人の健康のために、安心の水をご家庭に!
・健康増進・予防医学・美容に有効なRO水をどうぞ。
・このような方にオススメ→「水飲み健康法」実践されている方、
逆浸透膜浄水器の水が安心です。逆浸透膜浄水器の水であれば有害物質等の不純物はほぼ全て除去してありますから安心して「水飲み健康法」を実践できます
・100%安心できるこだわり。
・安全な「名水」誕生。
・「逆浸透膜」が生み出す水は、明日の健康に強い味方です。
・○○○浄水器は21世紀の健康の泉です。

②RO膜の除去性能を表示するときは具体的に正しく表示すること。併せて①の要旨を加えることなどについては、表示事項が証明されていることが必要であり、以下のような表示は適切ではない。

・全ての有害物質を除去できるのは逆浸透膜式浄水器だけ。
・RO浄水器の水はあらゆる有機物質が取り除かれたピュアな水です。酸素や炭酸ガス等の気体を豊富に含み、身近な生活水として理想的です。甘味があってまろやかな味がするので○○ウォーターと呼ばれています。健康のために（安全で体にやさしい水です）減塩療法にダイエットに。

③一見　まともな事象の表示を行い、最後に「RO水をお使い下さい」などと表示する、いわゆる優良誤認と思われる事例が見かけられるがこの方法は景品表示法違反の疑いがある。以下のような表示事例も適切ではない。

・安全な水。不純物のない安心・安全な水（H_2O）　通過できない物質は排水へ捨てられます。よって孔がつまる事はありません。
・「環境にやさしい」・「体にやさしい」私たちが毎日飲み続ける「水」くらい安心して飲みたい!　そう思いませんか?
・快適な毎日は、1杯の水から始まります。
・イオンが健康を守ります。富士五湖の湧き水は、昔からおいしくて健康にとても良

いと言われています。富士山という天然のフィルターで濾過された湧き水は不純物や有害物質をほとんど含んでいないからなのです。

・あなたの健康を守るには、おいしい良い水が必要なのです。

・水分を多量に摂取すれば難病も克服できる!?ガン、カゼ、気管支炎、高血圧、動脈硬化、下痢、二日酔、尿毒症、膀胱炎。

・RO水でアトピーのかゆみよくなった!!

・普段使う水にこだわることで、生命の基本が守られます。

④薬事法違反の恐れがあるため効果効能を唄う場合は合理的な根拠があること。科学的根拠、科学的データがあること。間違った事象の説明をしていないこと。合理的な根拠を有しているか。**疑わしい表示例は以下の通り**。

・優れた性能を備えた逆浸透膜（RO）浄水システム様々な有害物質・細菌・環境ホルモン・化学物質や重金属を除去できます。

・アレルギーの原因といわれる塩素化合物、重金属を取り除きます。

・ダイオキシンまで除去する安全な水。

・水の不純物を徹底排除した安全な水　100万年以上前に地表に降った雪からなる“南極の氷”を溶かした水は、きれいで不純物を含んでいません。

・ガン、糖尿病、高血圧、動脈硬化、脳卒中、狭心症、などあらゆる成人病が増え続けています。血液の一つだと言われています。生体に調和する水を飲むことで、どろどろした血液もサラサラのあざやかな赤色のきれいな血液に変え、あらゆる成人病の予防に役立ちます。

・世界一きれいな水。ミネラルたっぷり美容に健康に。オリンピック・サミットで飲まれた水。純水度100%の水。驚異の0.0001ミクロンの浄化力。

・普通水を内部の逆浸透膜に通過させることにより人体に極めて有害な化学汚染物質や貴金属、また大腸菌やO－157などの強力な有害菌を除去し、人の細胞に本当に大切な純水な水の分子、酸素、イオン、そして微量のミネラルだけを含んだ自然の水と同じ清水－。まさに生命を守る水をつくりだします。純水。純水を使って血液サラサラ。

・ご家庭の水道水を極限まで浄化し無菌状態にした後ミネラルを添付し、安全で美容と健康にやさしいミネラルウォーターを作り出します。第3フィルター（メンブレン）は0.1ナノメートルの逆浸透膜でトリハロメタンや、放射性物質、農薬、石灰質など科学汚染物質は99%取り除くほか、クリプトスポリジウム原虫、緑膿菌、O－157、ノロウイルスなどの現在確認されている細菌やウイルスは完全に取り除きます。ミネラルバランス、自然に近いミネラルウォーターを作ります。樹齢7千年といわれる縄文杉や、銘水百選で知られている屋久島（世界自然遺産）の水に近いミネラル成分をバランスよく含んだおいしい水がご家庭で作れます。

・身体にすっと入っていくおいしい水です。アレルギーの方に。

・ウォーターダイエット実践法。病気から開放されるウォーターダイエット。

⑤過大な表示表現については場合によって評価が別れる可能性があるため、以下の

ような表現は控える。

・純粋なる純水、天然の名水を超える安全水。

・水道水を世界一の名水に変える。

・アブナイ飲料水が、究極の理想水に変わります!

以上

A. 倫理規定付則

A.320　個人情報保護に関するガイドライン

はじめに

浄水器協会は、「個人情報保護法」（以下　法と言う）の施行（平成17年4月1日）に対応して、浄水器協会会員が法の趣旨に則り、有効な体勢を整えるようガイドラインを定める。

浄水機器類は、消費者が日常の生活に於いて、安心でおいしい水を得るために使用する機器であり、それだけに十分なメンテナンスがなされなければない。

事業者として消費者に直接対応して、説明或いはメンテナンスなどの作業を行う場合が多く、これは顧客の欲求に速やかに対応し、安全で安心な商品を提供する事業活動であり、商品情報の集積となる。

しかし、それとの兼ね合いを十分に考慮しても、顧客や消費者個人情報の漏洩などについては十分に留意する必要がある。

業界団体として、個人情報保護の観点から法に定める基本指針を参照し、会員各位においては、種々の事例に対応できる各論を実施願うことを求めるものである。なお、法の各条項においては、除外又は該当しないなどの事項が規定されているので合わせ参照下されたい。

（法に関する解説等については、http://meti.go.jp/it_policy/privacy/privacy.htm参照）

個人情報、個人情報取扱事業者とは；

・顧客等の氏名、性別、生年月日等に限らず、個人の身体、財産、職種、肩書き等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、特定の個人を識別できるメールアドレス情報も含まれる。
・法にいう「生存する個人」は日本国民に限られず、外国人も含まれるが、法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体に関する情報は含まれない（ただし、役員、従業員等に関する情報は個人情報）。
・個人情報データ等を事業の用に供している者を「個人情報取扱事業者」という。

個人情報取扱事業者の義務；

(1)　個人情報の取得は、利用目的を特定し、明確にすること（第15条）

①利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報取扱事業者において最終的にどのような目的で個人情報を利用するかを可能な限り具体的に特定する必要がある。

＊商品の発送、新商品情報のお知らせなど関連するアフターサービス等を利用目

的とすることが挙げられる。単に「当社の事業活動」、「お客様のサービスの向上」等を利用目的とすることは、できる限り特定したことにはならない。

②偽りその他不正の手段によって取得してはならない。（第17条）

③取得時の利用目的の通知・公表すること。（第18条）

個人情報取扱事業者は、個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を公表していることが望ましい。公表していない場合は、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知するか、又は公表しなければならない。

(2)　個人情報の加工、利用について

④利用目的の達成に必要な範囲外の使用はしてはならない。（第16条）

⑤個人データの取扱は、正確性（第19条）であり、安全管理措置（第20条）がとられていること。

安全管理措置とは；

・個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、及び技術的な安全管理措置を講じなければならない。

・その際、本人の個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じる。

＊事例；安全管理措置について

・組織的安全管理措置；安全管理について従業者（法第21条参照）の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程や手順書（以下規程等という）を整備運用し、その実施状況を確認すること。
具体的には、組織体制の整備、規程等の整備と規程等に従った運用、個人データ取扱台帳の整備、評価、見直し及び改善、事故又は違反への対処等。

・人的安全管理措置；従業者に対する、業務上秘密と指定された個人データの非開示契約の締結や、教育・訓練などの措置。

・物理的安全管理措置;入退館（室）の管理、個人データの盗難の防止対策、機器・装置等の物理的な保護などの措置。

・技術的安全管理措置；個人データ及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視など、個人データに対する技術的な安全管理措置。

⑥従業者、事業等委託先には必要かつ適切な監督を行っていること
（第21条）

従業者の監督とは；

・個人情報取扱事業者は、法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、従業者に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。

・「従業者」とは、個人情報取扱事業者の組織内にあって直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業主の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる。

委託先の監督とは；

・個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、受託者に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。

・「必要かつ適切な監督」には、委託契約において、当該個人データの取扱に関して、必要かつ適切な安全管理措置として、委託者、受託者双方が同意した内容を契約に盛り込むとともに、同内容が適切に遂行されていることを、あらかじめ定めた間隔で確認することも含まれる。なお、優越的地位にある者が委託者の場合、受託者に不当な負担を課すことがあってはならない。

・委託者が受託者について「必要かつ適切な監督」を行っていない場合で、受託者が再委託をした際に、再委託先が適切といえない取扱いを行ったことにより、何らかの問題が生じた場合は、元の委託者がその責めを負うことがあり得るので、再委託する場合は注意する。

(3) 本人の関与の確保

⑦個人データの第三者提供については本人の事前の同意（第23条第1項）

第三者への提供とは；

・個人情報取扱事業者は、あらかじめ、本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。同意の取得に当たっては、事業の性質及び個人データの取扱い状況に応じ、本人が同意に係る判断を下すために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示すこと。

⑧保有個人データに関する事項の公表（第24条）

⑨本人の求めに応じた保有個人データの開示・訂正・利用停止等（第25条～第28条）

保有個人データの公表、開示

・個人情報取扱事業者は、保有個人データについて、一定の情報を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

・個人情報取扱事業者は、本人から、自己が識別される保有個人データの開示（存在しないときにはその旨を知らせることを含む。）を求められたときは、本人に

対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときはその方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。

・個人情報取扱事業者は、本人から、保有個人データに誤りがあり、事実でないという理由によって訂正等を求められた場合には、原則として、訂正等を行い、訂正等を行った場合には、その内容を本人に対し、遅滞なく通知しなければならない。

・個人情報取扱事業者は、本人から、手続違反の理由により保有個人データの利用停止等が求められた場合には、原則として、当該措置を行わなければならない。なお、利用の停止等を行った場合には、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

⑩開示等の求めに応じる手続（第29条）

⑪苦情の適切かつ迅速な処理（第31条）

◆個人情報取扱事業者は、その事業規模及び活動に応じて、個人情報の保護のためのコンプライアンス・プログラムを策定し、実施し、維持し及び改善を行うことが望ましい。

◆なお、その体制の整備に当たっては、日本工業規格 JISQ15001「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」を、個人データの安全管理措置の実施に当たっては、日本工業規格 JISX5070「セキュリティ技術－情報技術セキュリティの評価基準」及び日本工業規格　JISX5080「情報セキュリティマネジメントの実践のための規範」等を参考にすることができる。

◆また、個人情報取扱事業者は、「個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）」を策定し、ウェブ画面への掲載等により公表することが望ましい。

以上

A. 倫理規定付則

A.330　浄水器機類の製品安全行動指針（「消費生活用製品安全法」改正に係る製品安全自主行動指針）

2007年（平成19年）11月30日　浄水器協会施行

2007年「消費生活用製品安全法」が改正され、消費生活用製品に係る事業者（製造、販売（卸・輸入等事業者を含む）、修理・工事事業者）の製品重大事故等に対する消費者への適切な情報提供、国への報告義務が規定された。関係団体へもこれに対応した一層の取り組みが要請されている。

製品の重大事故等の対応に関しては、当該事業者が十分な処理対応をする必要があるが、関連事業者の団体である浄水器協会として、この法律の趣旨を真摯に受け止め、会員各位が行う「消費者の保護と安全、これに対応したリスク管理体制の整備」「事故の発生や再発防止に向けた取り組み」などの為の「製品安全を確保するための自主行動計画」の策定に資することとしたい。

記

１．製品重大事故等とは

①**製品重大事故**；消費生活用製品に係る事故で消費者の生命又は身体に対する危害が発生したもの；死亡事故、重傷事故、後遺障害事故など

②又は消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの；火災など

③**製品事故**；重大事故に至らない製品事故（消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故）、欠陥によって生じた事故か不明のものについてもしかるべく対応が要請されている。

④製品重大事故については、経済産業省商務情報政策局製品安全課事故対策室、製品事故（重大事故に該当しないもの）については、最寄りの独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下NITEという）へ速やかに報告すること。（以下　**製品の重大事故等**という）

２．製品安全に対する基本方針

①浄水器協会は、浄水器の信頼を得るために製造から販売に至るまで、「優良品の製造」「良識ある販売」「正しい使用方法の徹底」を基本趣旨としてきたが、製品安全の確保を含めて再確認する。

②浄水器協会は、消費者に安全な製品を供給し、安全・安心な社会構築に寄与で

きるよう「製品安全の確保」を掲げ、会員に要請し、また支援する。

３．製品重大事故等に取り組む体制整備及び取り組みについて

①浄水器協会「**製品安全対策対応のための組織**」の設置、運営

製品重大事故等に備えて、浄水器協会「総務広報委員会」内に「製品安全対策会議」を設け、定期又は随時に製品の重大事故等に関する情報交換を行い、会員等が迅速、的確な対応、処理対策が図れるようにする。

なお、必要ある場合は「**製品安全対策委員会**」を設置して、業界としての事故対応を図る。同委員会メンバーは、会長を委員長として総務広報委員会委員のほか技術委員会及び当該製品に関する委員会の委員長で構成し、専門家等に出席を求めることができる。また、当該製品重大事故等関係者についても随時情報提供を願い風評被害等の発生、抑止を図る。

②製品重大事故等への迅速、的確な対応

製品の重大事故等に関する情報の窓口としては浄水器協会事務局が当たり、総務広報委員会に報告する。総務広報委員長は、総合検討の結果を理事会及び各種委員会に報告し「製品安全対策委員会」の設置を諮問する。

４．会員の情報の収集・伝達・開示等の取り組みについて

①事故情報の収集

会員の浄水機器等製品に関して、国（経済産業省及びNITE）へ報告すべき事故が発生した場合は、当該会員より浄水器協会事務局に報告書写しの提出を求める。

②事故情報の集約と分析

収集された事故情報は、製品安全対策会議に於いて調査、検討をして、必要に応じて製品安全対策委員会の設置を要請し、事故に関する風評や再発防止等のための説明会、ホームページ等への掲載などについて委員会に諮問する。

③事故情報の開示

製品の事故や誤使用による事故などについて、ホームページに掲載し、各種報道関係、消費者団体、消費者等に対しても適切な情報提供を行う。

④類似製品に関する事故情報

製品安全対策会議では、会員以外の浄水機器類及び類似品に関する情報についても収集又は関係各位より提供願い情報の有効な共有を図り、分析、事故照会等の対応を行う。

５．製品回収等の取り組みについて

①製品回収体制の整備と最適な対応

会員各社は万一の製品重大事故等の発生に備え、実効性のある製品改修・回収体制の整備を行う必要があるが、浄水器協会として関係機関や団体とも連携し、

関係各位宛、迅速、効果的な情報を収集、発信できる体制を整備する。

②消費者に対する製品の正しい使い方の啓発

使用者の危険回避のため、製品の危険性に関する情報や製品の正しい使い方・誤使用防止の注意事項等を浄水器協会ホームページや会員各社のホームページ等情報媒体を通じて消費者に提供し周知を図る。

附

消費生活用製品事業者（製造、販売（輸入等事業者も含む）及び工事設置等事業者）は当該法の要請に従って、独自に製品安全自主行動計画を策定する必要がある。策定のポイントとして以下の要件が指摘されている。

製品重大事故発生に備えた体制の確立要件

①企業トップの製品安全に関する意識の明確化を具体化して社員にメッセージすること。

②事故対応体制の整備

・リスク管理体制の組織化（事故対策、公表等判断体制の確立）

・製品事故等の情報管理、情報共有の組織化

・製品事故等の国等機関への報告体制

③製品回収等への取り組み

・製品回収対応マニュアルの策定と回収体制の整備

・製品事故等の拡大、風評等の防止対策

④製品事故等の当事者としての製造、販売、輸入、工事等事業者の共同体としての対応意識と小売り事業者への対応策の検討。

参照；経済産業省「製品安全ガイド」：http://www.meti.go.jp/product_safety/

以上

JWPAS

A

浄水器協会　定款・規則

A. Ⅲ

A.400　浄水器協会マーク等使用基準

A.410　シンボルマーク使用基準

1　「標準マーク」（基本マーク及び基本文言）規定
2　「適合マーク」表示に関する規定
3　「シンボルマークの基本寸法、指定カラー」規定
附　マーク仕様申請書

A.500　浄水器協会適合マーク制度

A.510　浄水器適合マーク制度

A.520　逆浸透膜浄水器（RO浄水器）適合マーク制度（特別規定）

A.530　浄水シャワー適合マーク制度

一般社団法人 浄水器協会

A.400　浄水器協会マーク等使用基準

A.410　シンボルマーク使用基準

はじめに

・一般社団法人浄水器協会は、協会事業及び会員統合の象徴として、浄水器協会シンボルマークを制定した。由来としては、JWPAのJより、水滴の落ちる形状を表現することにより、浄水器協会がより拡充してゆくことを水滴の末広がりによって表した。

・浄水器協会シンボルマークとは

1）標準マーク

①基本マーク

②会員基本マーク

浄水器協会会員

③会員基本文言

一般社団法人浄水器協会会員、（又は加盟会社）

2）適合マーク

浄水器適合マーク　　RO浄水器適合マーク　　浄水シャワー適合マーク

承認番号J　000000　　承認番号R　000000　　登録番号S　000000

1　浄水器協会「標準マーク」（基本マーク及び基本文言）に関する規定

1．1　浄水器協会の「標準マーク」使用の基本基準

1）　一般社団法人浄水器協会シンボルマークの標準マークとして、基本マーク①、会員であることを表象する意味で会員基本マーク②及び会員基本文言③を制定する。

2）　①については、浄水器協会の事業及び浄水器協会の印刷物に関してのみ使用

し、事務局の所管とする。

3） ②又は③については、浄水器協会会員が使用するマーク及び文言とし、使用の原則は次の通りとする。

・浄水器協会シンボルマークを浄水器協会会員が使用する態様は、②の態様に加えて会員会社名を併記して表示するものとし、②を単独で表示してはならない。

・当該会社が、浄水器協会会員であることをしめすもので、会員の会社報告、会社案内等会員会社を広報する場合以外で、表示してはならない。

・製品に係る広告宣伝、印刷物については、別途設ける「浄水器、RO浄水器、浄水シャワー適合マーク制度」に対応して製品別「適合マーク」を設定しているので、消費者の誤認を避けるため使用しないものとする。

1．2　浄水器協会会員が使用する「標準マーク」（会員基本マーク②・会員基本文言③）表示の標準

1） 会員の会社案内及びホームページなどの総合案内、会員の製品に係る総合パンフレット、総合カタログに於ける使用について；

・会員会社の表示として、「会員基本マーク②」及び「会員基本文言③」の何れも使用できる。表示場所は会社名と併記することとする。ただし、マーク、文言の表示の大きさは会社名より大きく表示し又は誇大となることを避けること。

・当該会員会社名の近辺に商品の掲載がある場合は、商品の適合マーク制度に於ける「適合マーク」と混同される恐れがあるので、「会員基本マーク②」の表示はしてはならない。

2） 名刺の使用基準

原則として「会員基本文言③」のみ使用することができる。表示場所は会社名または会員会社商標等の近辺に適当な大きさで表示することとする。ただし、会社名、会員会社商標より大きく表示して誇大化することを避けること。

3） レターヘッド及び販売促進資料の使用基準

原則として「会員基本文言」のみ使用することができる。表示場所は会社名と併記すること。ただし、会社名より大きく表示し、誇大化することを避けること。

4） 製品、包装箱、取扱説明書への使用は「会員基本マーク②」は表示してはならない。

5） 本規定 2）3）に於いて「会員基本マーク②」を使用する場合は別紙申請書により、浄水器協会事務局へ届け出ること。印刷物の制作上やむを得ず遅れる場合は遅滞なく届けること。

1．3　標準マーク（会員基本マーク②及び会員基本文言③）の表示に関する注意点

浄水器協会会員に係るシンボルマークは、浄水器協会の会員であることを示すもので、浄水器協会が、会員すべてについて保証又は認証しているものではない事を確認すること。

・会社、製造工程、製品を浄水器協会が保証、承認しているかのような表現になら

ないこと。
・浄水器協会が販売方法、広告内容、その他の宣伝手段を承認しているかのような表現にならないこと。
・浄水器協会によって品質、性能に何らかの特別な事項が保証されているかのような表現にならないこと。
・表示、表現内容が真実であることを浄水器協会が証明しているかのような表現にならないこと。

１．４　浄水器協会シンボルマーク使用の対象

浄水器協会会員に限って使用することができる。会員に係る関係事業者及び会員資格を失ったものは使用することができない。また、表示の権利は譲渡されたり、貸したり、売買できるものではない。

１．５　使用基準違反時の取扱い

1)　本基準に違反した会員があった場合、浄水器協会は会員に会員「基本マーク及び文言」の使用を差止めることができる。違反か否かを決定する権利は浄水器協会が留保するものとする。
2)　会員がマークの使用を止めるよう指示された場合、表示していたものから取り除かなければならない。
3)　非会員がこれらマーク及び文言をを使用している事実があるときは、会員は直ちに事務局に連絡し、同時に差し止めるよう指示すること。

２　浄水器協会「適合マーク」制度による「適合マーク」表示に関する規定

２．１　適合マーク使用基準

浄水器協会自主規格適合マーク制度は、「浄水器自主規格基準適合マーク制度」「特別規定（RO浄水器自主規格基準適合マーク制度）」及び「浄水シャワー自主規格基準適合マーク制度」からなり、浄水器協会適合マーク（以下適合マークという）を表示して行う。

1)　「適合マーク」の使用は別に浄水器協会と使用申請者が使用に係る基本契約を締結し、それに基づいて浄水器協会は「適合マーク使用基準」に従って使用することを認める。
2)　「適合マーク」は必ず承認番号又は登録番号を付記して、消費者の誤解や詐称の疑義が生じないように配慮すること。
3)　当該適合マークを表示するにあたっては、この商品マークは性能、材質の浄水器協会基準に適合した商品であることを示すもので、保証するものではないことを確認すること。

4) 消費者等が必要に応じて参照できるよう浄水器、RO浄水器及び浄水シャワーの自主規格基準及びマーク表示製品を公表する。
5) 「適合マーク」は規格基準適合商品の他、当該商品の広報媒体（広告宣伝及び印刷物等）について表示できる。
当該商品に係るパッケージ及びパンフレット、総合カタログへの掲載などの場合は適合商品に関する部分についてのみ表示できる。
6) 「適合マーク」の表示の大きさ等は、このマークの趣旨を表す意味においても、他の部分の表示（商品名、商標名、会社名、その他の表示）文字及び態様に比して、誇大になってはならない。カラーの場合は、指定色、寸法のバランスは別途規定された寸法によるものとし変更してはならない。
7) 「適合マーク」使用申請は、各製品の「自主規格基準適合マーク制度」によって申請すること。

3　浄水器協会シンボルマークの基本寸法及び指定カラー

・シンボルマークの基本寸法
マークの大きさは、表示面積に合わせた適切な大きさとするが、基本寸法は別に規定する。
・カラーシステム
カラー表示の場合は、基本的には地色に白を使用し、基本表示色に従うこととする。
モノクロ表示の場合は、別途定める表示に従うこととするが、アミ点表示が難しい場合などは、全てスミベタ（色ベタ）とする。
なお、やむを得ず地色に色ベタを使用する場合は、基本表示色及びモノクロ反転表示と同様に白ヌキで使用すること。
・使用上の注意
・シンボルマーク及びロゴタイプのデザインを変えてはならない。
・シンボルマーク及びロゴタイプに、カラーシステムに規定された色以外の色は使用してはならない。
・シンボルマーク及びロゴタイプの地色にンボルマーク及びロゴタイプのイメージを損なうような地紋やパターンは配置しないこと。

以上

参考　JWPAブルー：特色の場合　→　DIC181
4色分解　→　C100%+M40%
JWPA文字　：スミベタ

会員標準マーク（基本マーク、基本文言）使用申請書

年　　月　　日　申請

一般社団法人浄水器協会　標準マーク（基本マーク、基本文言）

使　用　申　請　書

会員基本マーク

JWPA
浄水器協会会員

会員基本文言

一般社団法人浄水器協会会員

1　申請の対象となる「会員基本マーク」「会員基本文言」を指定して下さい

2　申請する会員「マーク及び文言」の表示物件及び表示箇所を具体的態様
　及び見本を添付又はコピー、写真などを添付して下さい

3　会員「基本マーク、文言」の使用期間又は印刷等物件の数量

・申請会員（会員名及び住所）
・会員代表委員名

総務広報委員会・シンボルマーク管理委員会；　　年　　月　　日受付
（審査、承認に関する所見）

A.500　浄水器協会適合マーク制度

はじめに

浄水器協会は、家庭用浄水機器として広く普及しつつある浄水器、浄水シャワーについて、消費者が信頼をもって、安心して購入していただくための目安として、これら浄水機器の性能基準をはじめ構造・材質の基準を定め、この基準に適合していることを確認して、その製品に「浄水器協会シンボルマーク（JWPAマーク）」を表示する商品適合マーク制度を実施することとした。

浄水器協会は、2002年（平成14年）浄水器協議会創立30周年を迎え、当時法制化された中間法人法に準拠して、有限責任中間法人浄水器協会となって社会的基盤を整えた。合わせ消費者への浄水器機類の信頼獲得のための事業の一環として、「浄水器適合マーク制度」「浄水シャワー適合マーク制度」を確立した。

2009年一般社団法人浄水器協会と改称した。新たに制度として逆浸透膜浄水器（以下RO浄水器）の自主規格基準を制定して「RO浄水器適合マーク制度」を加えることとした。

制度の概要は、「家庭用品品質表示法」など消費者保護の法令によって定められている内容を把握し、また消費者に安心して使用願えるような基準など総合的な規格基準を定めた。確立された試験方法によって試験をしてその結果に基づいた表示について、審査をして規格基準に適合している商品に、適合を確認するものとしてシンボルマークの表示を認め、消費者の商品選択の目印となるようにした。

・**「浄水器」**は、既に普及率が30%を超え、家庭の日用品となっているが、2002年4月家庭用品品質表示法の適用対象となり、また、給水機器として、その構造材質基準、浸出性能等に関する法規制が設けられた。浄水器協会はこうした法律の規定に加えて浄水器協会自主規格基準として、その基準適合性について第三者委員によって評価、審査し、規格基準に適合した商品であると言うことを「浄水器協会;浄水器適合マーク」によって表示する。（浄水器自主規格基準　B.110　参照）

・**「RO浄水器」**については、近年水の危機が叫ばれ、海外から本来海水淡水化用として使用されているRO浄水システムを家庭用浄水器として販売する例が増えてきたことに鑑み、正しい理解と正しい使用方法が周知されるべきであるとの認識から、家庭用品品質表示法の規定に加えて、浄水器協会RO浄水器自主規格を策定して、「家庭用RO浄水器適合マーク制度」を制定した。（RO浄水器自主規格基準 R.110 及び RO浄水器表示ガイドライン A.311 参照）

・**「浄水シャワー」**は、水道水に含まれる残留塩素を低減させて、敏感肌の人等への

刺激を少なくすることを目的として開発された機器であるが、商品化されて日も浅く、一般家庭への普及率は高くはない。「浄水シャワー」の製品としての有効性や特色は認識されつつあるが、公的な規格基準や法規制もないので浄水器協会として「浄水シャワー自主規格基準」を制定して、消費者に正しい理解と使い方をしてもらうよう、これに適合した商品について「**浄水器協会；浄水シャワー適合マーク**」を表示することとした。（浄水シャワー自主規格基準 J.100 及びJ.200 参照）

※「浄水器規格基準適合マーク制度」「RO浄水器規格基準適合マーク制度」「浄水シャワー規格基準適合マーク制度」適合商品は、浄水器協会ホームページに掲載して、一般広報する。
適合マーク商品に関する問い合わせは、浄水器協会事務局まで

A.510　浄水器適合マーク制度





はじめに

浄水器協会が対象とする浄水器及びRO浄水器について、法令や公的な規格基準を参照して「浄水器及びRO浄水器に関する自主規格基準」を策定した（以下浄水器自主規格基準という）。これに準拠して試験をし、更に表示表現なども第三者評価委員会が審査して、これらに適合した商品に〈浄水器協会シンボルマーク「適合マーク」〉を表象して、消費者の商品選択の材料としていただくことを制度として運用する。（B.110及び R.110 参照）

1　この制度の概要と申請の手順

この制度は、一般社団法人浄水器協会が責任を持って運営するが、消費者への透明性や公正性の説明責任の見地から、適合性の審査等は第三者認証機関として、JIA【（財）日本ガス機器検査協会】に委託し、浄水器協会は基準適合商品についてのみ「適合マーク」の使用を承認するという仕組みである。

凡その手順は、

会員（申請者）

↓

JIA事務局に対し適合マーク表示の為の浄水器評価
申請書（各種審査基準対応の試験報告書添付）提出
（浄水器及びRO浄水器に関する規格基準B.110
又はR.110に基づいて試験をして、その結果について表示する）

↓

JIA事務局に於いて、書類審査後、第3者評価委員会
審査　→　規格基準及び審査適合品について浄水器協会
及び申請者宛　審査結果報告

↓

浄水器協会「JWPA適合マーク」使用承認番号発行
（申請者と浄水器協会は本制度に係る基本契約を申請時に締結する）

↓

会員（申請者）
当該商品に適合商品としてJWPAマークを表示する事が出来る。

２　浄水器自主規格基準適合マーク制度

1)　制度の名称、適合マークの使用要件について；

・「浄水器協会　浄水器自主規格基準適合マーク制度」とする。
（略称　**適合マーク制度**）

・適合マークの表示に伴って、マークの近くに「**承認番号　000000**」を表示すること。

• 本制度の運用主体と運営事務局について；

・本制度は「一般社団法人浄水器協会」が運用するものである。
なお、本制度による適合マークは、当該製品の性能・材質が、法令及び浄水器協会自主規格基準に適合していることを示しているもので、保証等をするものでない。

・本制度の透明性、公正性の見地から、第三者機関として、「日本ガス機器検査協会（JIA）」に委託して、浄水器の「浄水器協会浄水器自主規格基準」適合性を、第三者評価委員会によって審査願い、それに基づいて「浄水器協会自主規格適合マーク」を表示する事を認める制度である。

• 機密保護について；

・当該商品の適合性を申請する申請者また申請商品などに係る機密事項を保護するため当制度の審査は第三者にお願いすることとしたが、公的機関や消費者からの問い合わせや要望に関しては、浄水器協会として応対する必要があるので、当該浄水器の規格基準適合性に関する審査結果などについて説明資料とすることがある。

2)　本制度の対象となる浄水器について；

①　浄水器協会会員が申請する、製造・輸入・販売等を行う「浄水器」を対象としてその適合性を審査する。；

• 浄水器協会会員以外の事業者が所管する浄水器については当面は対象としない。浄水器協会会員は、会員としての浄水器協会規則、規定を遵守して、浄水機器類の信頼醸成のためその他多くの責任を負っている。その意味で会員以外の事業者が本制度を利用することは、会員の資格を有することを前提とする。

※本制度によって適合性を承認された浄水器に係る製造・販売事業者（浄水器協会会員）が会員の資格を喪失または退会した場合は直ちに適合マーク表示を止めることとする。なお、その場合申請に要した費用は一切返還しない。

②　本制度が対象とする「浄水器」とは、浄水機能のみを有する浄水器で、当該浄水器に係る会員が申請したもの。浄水機能以外にその他の機能を合わせ有する機器類は適合マーク適用の対象としない。；

• 審査対象事項以外の機能、項目等を標榜する浄水器類については対象としない。

これらの機能や項目について、公的に又は第三者が認める規格基準が確立される必要がある。当該浄水器の浄水機能など審査対象事項の部分だけを評価して、適合マークを製品に表示しても、商品全般に対する評価であると消費者の誤解を生じる恐れがある。

ただし、浄水器協会として、将来これらの機能に関して規格基準が整備され又は公的な規格が成立した場合はこれらを組み入れて対象とする考えである。

- なお、本制度が対象とする浄水器適合マーク制度には、特別規定として逆浸透膜式浄水器（RO浄水器）に関する適合性評価を設ける。

3　本制度による審査の申請資格

1）　申請会社名；浄水器協会会員；

- 浄水器協会の入会に際して、会社の代表者印、浄水器事業に関する事業経歴、会社の事業概要資料（設立年月日、営業場所、事業の沿革、資本金など）などを提出願い、それらを会員の信用要件とするが、本制度は、申請会社の商品に関する審査で、当該商品への適合マーク表示は消費者に対して規格基準に適合しているとする信頼の証である。

  適合マーク表示有効期間中での表示に関する商品検査なども行って信頼の維持、保持に努める必要がある。
- 浄水器協会会員がOEM生産し又は浄水器協会会員の製品であるが会員ブランドではなく販売される場合；

  ①製造元など、浄水器協会会員の名前が明記されていれば、通常の申請により、登録番号を付記して表示できる。

  ②浄水器協会会員の名前が一切表示されない場合は、浄水器協会会員の名において評価申請を行い、当該表示に関して、販売会社と共に連帯して責任を負う事を書面により確認する。登録番号や説明文言を付記することは必須である。

2）　申請する浄水器に関する内容　；浄水器評価申請書による。；

- 製品規格、製品仕様書（外観図、内観図、構造図など）　製造工場　（製造が、申請者と別の法人の場合は当該法人の製品説明書，また輸入品については通関に係るドキュメントなど）　販売ルート、形態等、
- 審査事項に係る試験結果と試験機関の証明。
- 当該浄水器に関する販売促進物（カタログ、商品パンフレット、取扱説明書）における表示が予めわかるもの。

  ただし、本件は、商品適合性申請のタイミングと符合しない場合があるので、予め文言や表示形態などを原稿の段階で説明し審査を受けることとし、追って販売付帯物や表示状況、表示箇所などを提出すること。

4　浄水器評価基準と試験データについて（浄水器自主規格基準 B.110・R.110 によって試験を行うこと）

1）　浄水性能；除去対象物質（JIS S 3201に規定する13物質及びそれ以外の除去対象物質についてはJWPAS B－200及びJWPAS R100. R200. R300を適用する。）

2）　浸出性能；JIS S 3200－7に規定する物質に関する浸出性能

3）　構造、物性機能；浄水器協会規格として、浄水器に必要な構造・物性要件を浄水器の種類毎に定めている。試験方法としてはJIS S 3200 1～6、JWWA規格を参照して規定している

4）　表示事項の適正性;消費者保護の見地から法令に規定し、一般消費者からみて、誤解や問題はないかを審査する。

①「家庭用品品質表示法」に基づく表示事項

②消費者の立場から、当該製品についてカタログ、パンフレットなどにおいて表示表現されている事項の内容についてチェックする。;これは第三者の立場から評価して、誤解など無いかを見る。

5）　審査の有効期間は2年とし、特に確認すべき項目が無ければ継続更新となる。ただし、軽微な変更であっても仕様変更があった場合は審査申請が必要である。

- 審査基準となる上記性能の試験データについては、申請者の提出によるが試験データの透明性、信頼性の見地から一定の要件を備えた試験機関によって行われた試験によることとしている。しかし試験費用の合理化、迅速な市場対応性を考慮して、過去にしかるべく採取したデータの使用については個別に判定する。
- 3)構造・物性機能の試験については、JIS S 3200を参照しているが、浄水器協会の自主規格基準であることから適切な設備を持った試験機関が見あたらないが、実際上は自社の設備によって試験されている場合が多いと思われるので、試験の機器類や方式について、JIA事務局で適格性を判断することになる。

5　浄水器評価対象の製品と実物の整合性確認について；

本来、評価対象となった製品と実生産品又は審査評価更新までの商品に関するデータは同一であるが、申請時点の商品と生産品の整合性の確認を行うため、立ち会い検査及び抜き取り検査などを行う場合がある。

・浄水器に関するISO9001を取得した工場については、期間中の書面確認とする。

・原則としては、国内生産品については，生産工場に訪問し衛生的かつ一定の品質を保った浄水器（浄水カートリッジ）が生産・供給できる生産施設が整っていること（海外で生産され輸入する製品については，抜き取り検査により整合性の確認をする。）が要件となる。

6　申請費用、試験費用などについて；

会員が申請者として、自社が扱う浄水器について、適合マークを表示することを目的として、審査申請を行う場合の費用については、次の通り。
ただし、理事会の議決により、変更することがある。

＊申請者より、運営事務局（JIA）に支払う

1）基本形態として、＜浄水器本体+カートリッジ＞を1点；基準として；1点につき10万円とする。審査事項に関連しない軽微な変更は本費用の中に含まれる。

2）1つの浄水器本体に対し複数のカートリッジが対応でき、又はカートリッジ単体に対し複数の浄水器本体に適応出来る場合；新たなカートリッジ、又は浄水器の審査について、1点　5万円とする。

- 審査は、浄水器本体とカートリッジの一体で行うので、上記換算で費用計算する。
  例　別のカートリッジを装着した浄水器について審査済みの場合　その浄水器本体と新しい規格のカートリッジを装着して試験する場合は、当該カートリッジの審査費用として、5万円となる。

3）申請に係る費用以外の費用について；

本件の確認検査は申請者負担とする。ただし、費用と時間の負担も大きくなるので、原則として会員各位よりの申請事項を信頼することを前提として、申請者より表示経過報告書の提出によって確認する。
ただし、問題が発生したなどで立ち入り検査が必要な場合は、必要に応じて行う。

7　RO浄水器に関する特別規定（A.520 参照）

・RO浄水器については、通常の浄水器とは別個に次の要件を満たすことを必要としている。

1）RO浄水器に使用されるRO膜の特殊性を考慮して、別途RO膜自体の性能を審査する必要がある。（R100及びR200・R300に適合していること）

2）RO膜の性能基準については、JIS S 3201（2010）及び浄水器協会自主規格基準を参照すること。

◆

※本制度実務に関する問い合わせ先；。

「浄水器自主規格基準適合マーク制度」

運営事務所；JIA（日本ガス機器検査協会）

認証技術部　森廣　泰則

（JWPA 第三者評価委員会事務局）

電話；03－5570－5990　　FAX；03－5570－5992

A.520　浄水器適合マーク制度（特別規定）
逆浸透膜浄水器（RO浄水器）適合マーク制度

はじめに

家庭用に使用される逆浸透膜浄水器（家庭用RO浄水器）の適合マーク制度については、基本的な要件は、前記 A.510 家庭用浄水器適合マーク制度の規定に準じるが、RO浄水器の特殊性に鑑み、その特徴に関する部分については以下の規定によるものとする。

１．目的

この規格は、一般社団法人浄水器協会における逆浸透膜浄水器自主規格基準適合マーク制度において、適合マークの表示許可を受けようとするものが適用浄水器を評価するための項目及び基準並びに浄水器評価委員会が表示事項に関する適合性を評価するための基準を規定する。

２．適用範囲

この規格基準で評価を行うことができる浄水器の範囲は、水道水を原水として飲用に供する水を得るためのものであって、ろ材として逆浸透膜を使用し、その他のろ材とを組み合わせて使用することによって水中の溶存物質を分離・ろ過・吸着・化学作用等によって除去または減少させる機能のみを有する水処理機器とする。

ただし、商品等に記載する能力、機能等について、この規格基準にて試験できるものに限る。

注１　水道水とは、水道法に定められた水質基準を満足する水をいう。
注２　浄水機能に加え活水機能、ミネラル水生成機能、アルカリイオン水生成機能などを標榜する浄水器は、対象としない。
注３　薬事法の対象となる性能を合わせ持つ浄水器は、対象としない。

３．逆浸透膜浄水器の種類

逆浸透膜浄水器の種類は、次のとおりとする。

1）Ⅰ形逆浸透膜式浄水器（日本水道協会規格 JWWA S 102 に定めるI型相当）
給水栓、他の末端給水用具の一次側直近に取り付けもしくは耐圧配管などによって新たに給水をおこなって常時圧力が浄水器に作用するもの。

2）Ⅱ形逆浸透膜式浄水器（日本水道協会規格 JWWA S 102 に定めるⅡ型相当）
蛇口の先端と浄水器本体をホースでつないで使用するタイプで、給水栓の二次側に取り付けるもの、もしくは専用の給水栓を新たに取り付けてその二次側に取り付け

て使用するもので、常時圧力が浄水器に作用しないもの。

3)その他

回分式の逆浸透膜浄水器（原水タンクを有し、これに給水して使用するもの）

4．申請の区分

評価を受けようとする者は、原則として製品（品種・品番）毎に申請するものとする。

5．逆浸透膜浄水器の評価項目及び評価基準（R100及びR200・R300 参照）

評価項目及び評価基準は、次の評価項目ならびに評価基準一覧表による。

表　逆浸透膜浄水器の評価項目ならびに評価基準一覧

評価項目			試験方法並びに評価基準
1. 浄水性能			注4
	1.1	ろ過流量	JWPAS B.110　別表　1.1ろ過流量　評価基準による
	1.2	除去性能	JIS S3201　6.4　に定める除去性能試験　もしくは、 JWPAS B.200　2.3　に定める除去性能試験によって測定した値がろ過水濃度の基準値以下であること。
	1.3	浄水能力	JWPAS B.110　別表　1.3 及び JWPA S R300　浄水能力　評価基準による
2. 浸出性能			JWPAS B.110　別表　2. 浸出性能　評価基準による ただし、浸出項目の全項目について適合すること
3. 構造・物性機能			
	3.1	耐圧性能	JWPAS B.110　別表　3.1耐圧性能　評価基準による
	3.2	水撃限界性能	JWPAS B.110　別表　3.2水撃限界性能　評価基準による
	3.3	逆流防止性能	JWPAS B.110　別表　3.3逆流防止性能　評価基準による
	3.4	耐久性能	JWPAS B.110　別表　3.4耐久性能　評価基準による
4. 逆浸透膜性能			JWPAS R.100　家庭用逆浸透膜浄水器エレメント、モジュールの性能試験方法によって試験され、 JWPAS R.200　家庭用逆浸透膜浄水器エレメント、モジュールの品質及び承認試験に適合する逆浸透膜エレメント、モジュールを使用する。　注5　注6
5. 表示事項			逆浸透膜浄水器（以下RO浄水器）の表示のガイドラインによるほか、 JWPAS B.110　別表　4.表示項目　評価基準による

注4　浄水性能にかかる除去対象物質の項目については、JIS S3201もしくはJWPAS B.200に定められるものとし、これらに定めのない項目については順次取り決める　浄水器協会自主規格による。

注5　逆浸透膜エレメント、モジュールとして、浄水器協会の承認済み商品を使用する場合、これらは省略することが出来る。

注6　適合マーク取得に際しては、R.100/R.200に規定する浸出試験は 2. 浸出性能試験の実施により省略することが出来る。ただし、この場合モジュール単体としての認証を得ることは出来ない。

6．その他

除去性能及び浄水能力については、表示された除去対象物質を評価の対象とする。

附則

この規程は、平成21年10月1日から実施する。

A.530　浄水シャワー適合マーク制度

はじめに

「浄水シャワー」は、家庭用「浄水器」に設けられているような法規制や公的な規格基準などが定められていないので、浄水器協会として、商品の信頼性を確保し、消費者が安心して使用できるように「浄水器協会　浄水シャワー自主規格基準（J400及びJ300）」を定めて、商品の確立を図った。浄水シャワーのこれへの適合性を確認し、適合している商品について、浄水器協議会「JWPA（浄水シャワーマーク）」を表示することとした。

1　浄水シャワー自主規格基準適合マーク制度の概要

1，1　浄水シャワーの定義

本制度の対象とする浄水シャワーとは次の要件を満たすものとする。

①水道水を原水とする。

②残留塩素の低減を目的とする。

③浴室等で使用するシャワー。

1，2　浄水シャワー自主規格基準の概要（参照；J100　浄水シャワーに関する規格基準：J200・J300）

申請者は、以下の要件について「浄水器協会・浄水シャワー自主規格基準」に基づいて試験をして適合性を確認して、自己責任に於いて申請するものとする。

1）浄水性能…浄水シャワーの浄水性能に関する試験方法の規格；浄水シャワーの残留塩素低減機能を確認する。

2）シャワー機能…浄水シャワーのシャワー性能に関する試験方法の規格；シャワーとしての機能を確認する。

3）表示事項…浄水シャワーの表示に関するガイドライン；消費者に分りやすい浄水シャワーの性能などに関する説明、表示を行なうこと。

1，3　浄水シャワー適合マーク制度運用の概要

1）申請者は浄水器協会と当該制度の運用に係る基本契約を締結する。；浄水器協会の会員としての責任を確認し、商品の確立を約束する。

2）申請者の要件・資格・表示態様

・浄水器協会会員が取り扱う浄水シャワーについてのみ審査の対象とする。

・申請者は、商品に表示した適合マークに関する責任を負う。
（自社の製造・販売、OEM製造・販売、輸入製造・販売などの区別なく浄水器協会会員が所管し、適合マークを表示する商品をいう）

・上記資格、要件及び適合マークの表示は当該申請者の執行についてのみ有効で譲渡、貸与などはできない。
・適合マークの表示態様として、マークの近くに「登録番号　000000」を表示すること。

3)申請者は、「浄水シャワーの登録申込書」に「浄水器協会　浄水シャワー自主規格基準」に適合することを証明する検査データ、その他説明資料を添え、浄水器協会事務局に提出する。
4)事務局は、申請者の登録申し込みについては、「浄水シャワー推薦マーク制度」に係る契約書を交わした後、提出書類を受領し、規定通りであることを確認し、登録料の納付を持って受け付けを行ない台帳に登録する。
5)事務局は、登録によって適合マークの使用に係る「浄水シャワー登録番号交付書」を発行し、ホームページに掲載して広報する。
6)適合マークの使用は、譲渡、貸与できない。
7)適合マークの使用の範囲は、製品（品種、品番）単位とし、カートリッジについては本体の範囲とする。
8)適合マークの使用許可の期間は、2年間とし、継続して当該商品に）使用する場合は、更新を申請する。
9)適合マーク使用の更新、使用実態の調査、申請事項の内容について変更があった場合などについてはシンボルマーク管理委員会が審査、確認する。
10)使用実態に疑義が生じた場合は使用停止、取り消し、罰則の対象となる場合がある。

1，4　費用

・登録料とは適合マーク使用に関する費用で、製品（品種・品番）単位、同一品種は2年毎の更新とし、一件につき8万円とし、更新料は5万円とする。

2　浄水器協会「JWPA（浄水シャワー）マーク」表示に係る「浄水シャワー適合マーク制度」に関する手続き

2，1　適合マーク使用申請、承認に係る手順

1)浄水器協会と申請者は、「浄水シャワー適合マーク制度」に関する契約書を締結する。

確認すべき内容は、

・申請者の責任に於いて、使用規定に従って表示すること。
・表示の意味は当該商品が審査基準に適合していることを表示するもので、品質を保証しまた使用上の責任を負うものではない。
・当該商品に係る表示は2年間有効であるが、2年をすぎた場合及び仕様変更な

どにより当初の規格などが変更された場合は更新する必要があること。
・表示は、当該商品以外にはできない。
・表示方法などに疑義が生じた場合は、シンボルマーク管理委員会において調査し、指示に従うことを承認する。

2）適合マーク使用に係る「浄水シャワーの登録申込書」及び関係書類の準備
・「浄水シャワーの登録申込書」（申請者社名、窓口責任者、申請対象商品、参考上代、参考販売小売先等を記載する）
・浄水シャワー規格基準に基づく試験結果　証明書
・浄水シャワーに係る表示の内容、文言など
・本体での表示予定の見本
・個装箱での表示予定の見本
・パンフレット、カタログなどの表示予定の見本

3）浄水シャワーの登録申請者より、浄水器協会事務局宛て、必要書類を提出された後「浄水シャワー登録番号交付書」によって登録番号を確認する。

2，2　適合マークの表示方法について

・適合マークは、申請した内容に基づいて、個装箱などに表示する。
ただし、当該商品に、「浄水シャワー自主規格基準」に規定された事項以外の事項を合わせ表示する場合は、商品適合マークと区別して表示すること。
・適合マークを表示する意味は規格適合であることと認識して、性能・品質などの規格関連の事項を表示した枠内におこない、商品全体に関する適合表示と認識されることがないようにすること。
・パンフレット、カタログなどの場合についても、当該適合マークの表示は品質表示枠の範囲内におこなうこと。

2，3　登録に伴い発行する書類

・申請要件に適合の場合は、浄水シャワー適合マーク使用に係る承認番号と共に登録台帳写しを発行
・浄水器協会「浄水シャワー自主規格基準適合マーク」使用基準の確認

2，4　適合マーク使用状況の検証

・適合マーク使用状況について、疑義が生じた場合はシンボルマーク管理委員会において調査し、当事者立ち会いの上検証する。改善の必要がある場合は確認して、修正結果を報告し、再審査する。

以上

2010.05.27